

平成25年第1回睦沢町議会定例会会議録

平成25年3月6日(水)午前9時開議

出席議員(13名)

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 1番  | 田邊明佳 | 2番  | 田中憲一 |
| 3番  | 麻生安夫 | 4番  | 清野彰  |
| 5番  | 市原裕一 | 6番  | 幸治孝明 |
| 7番  | 幸治正雄 | 8番  | 岡澤宏一 |
| 10番 | 市原重光 | 11番 | 市原時夫 |
| 12番 | 萩野新衛 | 13番 | 今関澄男 |
| 14番 | 中村義徳 |     |      |

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

|                   |      |   |       |
|-------------------|------|---|-------|
| 町長                | 市原武  | 副町長                                     | 宮崎登身雄 |
| 総務課長              | 高橋正一 | 税務住民課長                                  | 齊藤賢治  |
| 健康福祉課長            | 木島幸一 | 地域振興課長兼<br>地域整備班長                       | 鈴木庄一  |
| 会計管理者             | 米倉行雄 | 総務課<br>企画財政担当主幹                         | 鈴木政信  |
| 健康福祉課<br>国保健康担当主幹 | 中村精一 | 地域振興課主幹兼<br>かずさ有機センター長                  | 村杉文俊  |
| 地域振興課<br>生活環境担当主幹 | 田邊浩一 | 教育長                                     | 高梨正一  |
| 教育課長              | 平山義晴 | 教育課生涯学習<br>担当主幹兼<br>中央公民館長兼<br>歴史民俗資料館長 | 久我治   |
| 睦沢こども園長           | 佐藤秀雄 | 選挙管理委員会<br>書記会長                         | 高橋正一  |
| 農業委員会<br>事務局会長    | 村杉文俊 |   |       |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 石井 安邦 書 記 御園生 憲 利  
書 記 中 村 優

---

議 事 日 程 (第 2 号)

- 日程第 1 議案第 2 3 号 平成 2 5 年度睦沢町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 2 4 号 平成 2 5 年度睦沢町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第 2 5 号 平成 2 5 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 2 6 号 平成 2 5 年度睦沢町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 2 7 号 平成 2 5 年度かずさ有機センター特別会計予算
- 日程第 6 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算  
(議案第 2 3 号から議案第 2 8 号まで総括質疑、予算審査特別委員会の設置及び付託)
- 日程第 7 議案第 1 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 号 睦沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 号 睦沢町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 4 号 睦沢町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 5 号 睦沢町農業活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 6 号 睦沢町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 7 号 睦沢町道路に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 8 号 睦沢町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 9 号 睦沢町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 0 号 睦沢町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 2 号 睦沢町使用料条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 19 議案第 13 号 睦沢町立睦沢こども園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 14 号 睦沢町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 15 号 睦沢町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 16 号 睦沢町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 17 号 睦沢町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 29 号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
(議案第 1 号から議案第 17 号及び議案第 29 号を一括議題、町長の提案説明まで)
- 日程第 25 休会の件

---

◎開議の宣告

○議長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議案第23号～議案第28号の総括質疑、予算審査特別委員会の設置及び付託

○議長（中村義徳君） 日程に入ります。

日程第1、議案第23号 平成25年度睦沢町一般会計予算から日程第6、議案第28号 平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算までの6議案を一括議題といたします。

これから、議案第23号から議案第28号までの6議案に関する総括質疑を行います。

なお、この後、予算審査特別委員会を設置する予定でありますので、細部にわたる質疑等は、その特別委員会においてお願いをいたします。

それでは、最初に議案第23号 平成25年度睦沢町一般会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

岡澤議員。

○8番（岡澤宏一君） ちょっと考え方といたしますか、町長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

昨日の説明の中で、社会環境の変化や地方自治に求められているものについてということで、5点ほど述べておるわけですが、住民自らが地域の課題に取り組んで、環境の整備が必要とされますということであってございます。私が聞きたいことは、2月に中期基本計画が案として出されておりますけれども、平成25年度の計画の中にどのようなことで反映させていただいているか、その件をお尋ねしたいと思います。

それと、もう一点は、昨年から住民との対話を重視した中での行政を、町長、しておるわけですが、今年も、もう既に何箇所かやっておるわけですが、そこらの中で、即反映するというようなことも前にも聞いたわけですが、25年度の予算の中でどうなのかということ、2点ほどお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、後期計画の中にどのように反映されているかということでございますが、当然、若者定住の関係につきましても、今期、賃貸住宅10棟の建設の予算を入れさせていただいております。予算についてはご承知のとおり、もう昨年11月から12月にかけて作成をされます。ということで、なかなかそれが、今やっていることが、年が明けてやっていることがそこに行くかということ、そうではないというところもあるというふうに認識をしていただければと思います。

なお、私が直接住民の皆さんと会話を持つということにつきましては、優先順位をつけるためにどうしたらいいかなということを主体的に考えていきたいなというふうに考えております。

常々言っておりますが、言われたことを全てやるということでは決してございません。限られた財源の中ですので、それだけはお間違いのないようお願いをしたいと思います、そのような感覚でやっております。ですから、そういった住民との中で、これは優先順位が高いなというふうに感じたものについては、その都度、議会の皆さんと議論をさせていただきながら、補正予算で対応したほうがいいという判断があれば、年度内にも提案をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（中村義徳君） 岡澤議員。

○8番（岡澤宏一君） ありがとうございます。

非常にお答えの中でわかるわけですが、始まったばかりでありますけれども、非常にこの中期計画、基本計画が非常に参考といいますか、バラ色の計画になっておるわけでございます。ですので、これを全う出来るように、ひとついち早く取り組んでいただきたいなということでお願いして閉じます。ありがとうございました。

○議長（中村義徳君） 他に。

幸治議員。

○7番（幸治正雄君） 財政状況についてちょっとお伺いします。

この説明の中に、このところずっともう税収が伸び悩んでいるんだということが、この近年もあったんですけれども、ここにもうたってありますけれども、次に行って、前年度比2.3%の増ということであってありますけれども、この根拠というか、これは中身はなんでしょうか。

○議長（中村義徳君） 町長。

○町長（市原 武君） 昨日も若干触れましたけれども、予算の留保が今まで大分あったということが現実でございます。その中身をもっと赤裸々に出して、見えるように、議員の皆さんも直接見てわかるようにしようと、我々も本当に必要なものだけ、当初予算の要求についてもしていくというような観点から、まず決算からきちんとしていくということで、昨日の中にもありましたように、3月補正で執行残は全部予算を削っていくといった中で、税については、当初で留保ということで、財政が留保として考えていた部分と、税担当課のほうで留保として考えていた部分があったようでございます。それをもう担当課の留保は考えなくていいんじゃないかと、財政部分だけの留保だけでいきたいというような指示を出させていただいて、税収は伸びていないんですけども、当初予算の計上額が、担当課の留保をなくしたことによって出てきたというふうにご理解をいただきたいと思います。ですから、決算ベースでは、収入額そのものについては増えるわけではない。当初予算の計上が増えているだけだというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（中村義徳君） 幸治正雄議員。

○7番（幸治正雄君） 留保という言葉が出ましたけれども、ひいては、これは使い方とかの中での答弁だと思いますけれども、一方では、減税とかという話も、これを見る限りは、そういう言葉も出て来ると思うんですけども、そういったものの考え方、それについて。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 当初予算の今までの計上の仕方と、今回の計上の仕方が違ったことによって、減税等があるわけでございますが、結果として留保部分をなるべく見ないようにするという出してくておりますので、結果として予算が増えているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（中村義徳君） 他には。

今関副議長。

○13番（今関澄男君） 私のほうから4点ほど一括質問させていただきます。

最初の関係で、まず、農業面につきまして、今回4本の柱を持ちまして予算構成になっておりますけれども、まず1点目の自然がきらきら農業のまちと、こういって農業につきまして質問させていただきます。

農業活性化推進基金の創設というようなことで、平成25年、2,000万の積み立ての件、これは条例議案として、今日午後説明があると思いますけれども、私は地域農業振興というこ

とに向けて、主要施策の推進の中で、農業支援基金の創設については、平成23年の第3回の定例会で一般質問をさせていただきました。また、日ごろ、農業、地域振興、地域環境というようなことで、そういう諸課題に向けまして、また、自分の周りを目にしておるわけですが、特に遊休農地と、また不作地、これらを目の当たりにしまして、このたびの予算計上、またこの条例制定につきましては非常に感慨深いものであるわけでございます。そこで一つ質問したいと思いますが、基金の目標額、またこの目標期間ですね。非常に、また詳細等につきましては、条例の中で質疑したいと思いますが、大まかな考え方をひとつお願いをしたいなというふうに思います。

併せまして、基金を活用した支援対策は具体的にどのように取り組むのか。非常にこれは難しい面もあると思います。また、今後十分煮詰めた上で、支出内容等につきましては十分検討されると思いますけれども、大きな柱の考え方、その辺をひとつお聞かせ願えればというふうに思います。

続きまして、同じような形で、農業の振興で米のブランド化の促進と、こういうことでございますけれども、現況における米のブランド化につきましては、むつざわ米のネーミングをつけまして、ちばのエコマーク、エコ認証マークを取得したシールを頒布して、道の駅つどいの郷等で販売をしていると、こういうことでございます。また、千葉市の卸売業者に多少の付加価値をつけまして流通させている、こういうのが現状でありますけれども、米のブランド化につきましては、私はやはり年間を通じて安定した流通、また安定した食味を保ちながら、玄米の販売を中心とするのか、また精米小袋化して販売する、そういう併用活動をするのか、いろいろブランド化の取り組みにつきましては難しい面がございますけれども、やはり私は、将来に向けての戦略を樹立した上で、きめ細かな取り組みをしていきませんと、このブランド化につきましては非常に難しい面がございます。私も過去に米の仕事に携わったことがあるわけですが、昔から通じている多古米とか長狭米とか、これは非常に長い歴史があって出来たブランドであります。むつざわ米につきましては、これからというふうなことでございますので、どのようなブランド化促進を想定して取り組むのか、その辺の考え方があればひとつお願いをしたいというふうに思います。

いま一点ですね、昨日の最後のほうの説明にございました町制施行30周年の年、町内外を問わずふるさと睦沢のPRに努めていく、こういう文言がございます。私はこれを併せまして、細かいことですが、ふるさと納税の取り組みを強化すべきと考えます。

自治体におきましては、環境保全ややはり教育、子育てなど、用途を明確にして全国に寄

附を募ろうというPRに力を注いでいる自治体が非常にこのところ増えております。これはやはり、ふるさと睦沢ということを内外に発信するというような、このふるさと納税の取り組みと一致いたしますので、この辺を十分活用して取り組んでいただきたいなというふうに思います。また、進んでいる自治体につきましては、一定額の寄附をした方に対して、地元の特産物を送る手法を導入するような、そういうところが増えているわけですが、寄附金の控除の対象として実質負担は2,000円だけでございます。睦沢の町のPRの一環として力を入れるべきであるというふうに私は思いますが、残念ながら予算上では寄附金に対する謝礼として5万円ほどの予算しか計上していません。したがって、この辺につきまして、やはりいまいし、税収が非常に厳しい厳しいといいながら、こういうすばらしい制度があるわけですから、なぜ、これを発信しないのか、ホームページ上ではうたっておりますけれども、それだけでは私はなかなか集まらない、この辺をやはり一緒に併用して取り組むべきだというふうに思います。

それから、最後になりましたが、先程の留保財源の形でございます。私は健全な財政運用をする上で、非常に大切なことだと思います。不時の突発的な支出に充てる財源を留保する、これは健全な財政をつくる上で非常に大切だというふうに思っております。財調というような面がございまして、これにつきましては、それなりの使途の目的がある財政調整の積立金でございますから、この内部的な留保財源を見込むということは非常に重要なことだと思います。また、これは監査委員の皆さん方につきましても、常日ごろ頭の中に入れてチェックをしていただきたいなと思うわけでございますが、そこでお伺いいたしますけれども、歳入歳出額のどの程度の割合が妥当な留保というふうに感じておられるか、この辺につきましてお伺いをしたいというふうに思います。

以上、4点ほどご質問させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、今関議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、農業関係の基金の目標額と期間ということでございますが、それとその内容、まずこれについてお答えをしたいと思います。

一応、私がお願いをしたというか、指示をしたのは、出来れば、毎年1億円ずつで5年間、5億円を目標にやっていただきたいというお願いをしておりますが、やはり当初予算の編成上の問題で、いきなり1億は勘弁してくれということで2,000万という数字が出ておりますが、年度中途でも留保財源等々の見込みが立てば、そういう目標に向かって行きたいと。

ただ、あくまでも目標です。現実には厳しいかもしれませんが、一応そのようなことで5年間5億と。

内容についてですが、担当課のほうでいろいろ詳しい資料を出していただきましたが、私の気持ちとすると、先程からも出ているように、地区において町長と語る会、座談会を開いております。特にこれから専門の職員を4月から入れて、各地区に出て、その組織作りを進めていくと。そうすれば、当然各地区においてそれぞれいろいろな形の、農業法人なり認定農業者の形なり、いろいろな形が出て来るというふうに想定をされます。今から決めうちをしてしまうと、柔軟な対応が出来ないというふうに考えますので、走りながらそれを作っていくということで、これにつきましては、事務局案では条例に細かく入れたいということで来たんですが、そういうことではなくて、規則なり要項で決めていくと。しかしながら、そのこの辺の細かい内容については議会の皆さんと相談をすると、私常日ごろ言っておりますので、全員協議会なり全体会議なりを通じてご意見を伺いながら、そういう規則を定めていって、より各地区に適切に合った形で持っていきたいなというふうに考えております。なおかつ、これについても一つ言いますと、国の補助制度等も当然あるし、県の補助制度等もあります。そういう厳しい内容をクリアしたところにはそれなりの補助率、ですから、国プラス町の上乗せ分ということで、当然末端に流れる補助率は格差が出て来るということも想定をしながらやっていきたいというふうに考えています。農業関係についてはそういうことでございます。

2番目の米のブランド化でございますが、やはり十把一からげにむつぎわ米って、睦沢で生産されたものを全部一からげにというのはやはり難しいことだと思います。集荷業者の代表である農協さんにおいても、倉庫の場所によって米のはけ方が違うと、過去の実績でもそういうものがあると思います。ということで、確かに底上げは必要なんですけど、やはり睦沢の中でも、今取り組んでいただいているのが、食味鑑定士協会というところにお米を出していただいて、食味の検定をしております。ここで85点以上、機械の測定ですが、機械の測定85点以上が出ると、今度は実際に人間の、この鑑定士協会のメンバーによるものと思いますが、食味の鑑定を行っているということで、85点というのが一つの基準になっているようですが、そういう基準を目標に、それをクリアしたものについては新たな銘柄といいますか、ネーミングをつけて、睦沢にはこういうすばらしい、おいしいお米があるんだというものをまず上位に設けて、それをブランド化して打ち出すと。

ひいては、そういうすばらしい米がある地域のむつぎわ米だということで、それに該当し

ないものについては、それと同じ地域で作付をされているお米だというような形をとりながら、やはり、大変申し訳ないんですが、物によっては食味値の低いものもあるわけです。そういうものもすばらしいんだ、すばらしいんだとやっていると、中身を食べたら違うんじゃないかということであれば、ブランド化にはならないというふうに考えます。ということで、あくまでも自主選別の中で、そういうすばらしいものを発信していくと。それには乗らなかったけれども、やはり睦沢地域は違うんだよというような形で出来ればいいのかなど。やはり他の産地と競争して勝たなければいけないと、これはやっぱりブランド化の道だと私は考えますので、そういう方法をとればなということ、これは私が作っているのはたった4反歩ですので、全然ありませんが、農家の皆さんが作っている作り方として、そういう方向を目指してくれるかどうかということは別になりますが、出来ればそういう方向を目指して、皆さんが85点以上のお米を作れるような技術を確立するということによってブランド化というものが出来るんじゃないかなというふうには私は考えますので、そういう方向で進めていきたいというふうに考えております。

次に、30周年に併せてふるさと睦沢、もっともっとふるさと納税をとということで、これにつきましては議員のおっしゃるとおりで、実際うちのほうも産物を送っているよというふうには私は聞いていて思ったんですが、議員の言われるとおりの報償費もたった5万円で、これで本当に出来るのかというご指摘というか、そういうことなんですが、ぜひそこら辺については、今後積極的に取り組んで参りたいと思いますので、よろしくご支援をお願いしたいと思います。

それから、留保財源の関係でございますが、私が職員に指示したのは、留保財源を担当課でもって、また財政で持つと、そうすると財政として全体の把握を本来すべきじゃないかということから、税についてはきちんと出せという形でさせていただきました。そのようなことで、今までも何となく財政としては、税でこの位持っているんじゃないかなという感覚はあったと思いますが、それをきちんと目で確認をするという形をとって、財政として留保財源を持つという形にしたらどうかということで、今回このようにさせていただきました。

また、留保財源をどのくらい持ったら適正な運用かと、ここら辺につきましては担当主幹のほうからお答えをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（中村義徳君） 鈴木企画財政担当主幹。

○総務課企画財政担当主幹（鈴木政信君） 命によりお答えいたします。

留保財源の件でございますけれども、一般的に留保財源、繰越額にもつながると思うんで

すけれども、言われていることは、標準財政規模の3から5%ぐらいが望ましいということが言われております。本町の23年度の決算の標準財政規模がおおむね23億ということでございますので、3から5ということでございますと、7,000万から約1億2,000万ということでございます。今回の新年度予算については、1億円位を見込んで留保としております。

以上です。

○議長（中村義徳君） 今関副議長。

○13番（今関澄男君） ありがとうございます。

その中で、まず農業、先程の基金の積み立てでございますけれども、これにつきましてはまたいろいろと相談すると、こういうことでございますが、私は集落営農組合、また土地利用の、いわゆる土地の流動化、土地利用の推進、また農業維持に対する支援対策と、こういうことで、あらゆる面でこの件につきましては非常に難しい面はございますけれども、ただ、申し上げたいのは、一定規模なり、集落営農を作るといったって、出来たものについてやるのはたやすいものですが、それまでの間までが大変なことなんですね。したがって、やはり大規模担い手、出来上がったものに対する対応というものも大事でありますけれども、そこまで行く過程のそういう方々に対する基金の活用、これらにつきましても十分留意してお願いをしたいなというふうに私自身考えておりますので、その辺についてのお考えがあればご回答を願いたいというふうに思います。

それから、米のブランド化につきましては、確かに競争というようなことで食味安定というようなことは非常に大事であります。そのとおりだと思いますが、現に本町の生産量、そのうちJAの集荷、これは、私は24年産米で1,000トンございます、1,000トン。480町歩全部、10アール当たり8.5俵をとったとしても2,400トンベースですよ。そのうち1,000トンを農協で集荷している。約40%以上は、やはりそういうことで、非常に重要視される農協の集荷と、こういうことでございます。その中でむつぎわ米ブランドを作ると、こういうことでございますから、これにつきましてはやはり農協、集荷団体との行政との話し合い、併せまして卸売業者に対するアプローチ、こういったことにつきましても、いすみ米等は卸売業者に対して、いすみ米ネーミングでもうどんどんスーパーに流通させているんですね。いすみ米で流通させています。そういうことを積極的に取り組んでいかなければ、ブランド化というのはなかなかなし得ないというふうに思いますので、部分的にやっていくのも、これは非常に重要でありますけれども、大胆な戦略を組みながらそういう細かな戦術を使うと、こういうことをやはり柱としてひとつお願いをしたいというふうに思います。

あと、先程のふるさと納税につきましては、ぜひひとつ力を入れていただきたいし、留保財源等につきましても、3から5%ということが妥当だろうという、一つの目安が初めて私も回答をいただきましたので、その辺やはり財政上余裕を持って、不測の事態に対応出来る健全財政を是非お願いをしたいというふうに思います。

先程の基金の関係とブランドにつきまして、私の考え方につきまして、あればお願いしたいと思います。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 米のブランド化の関係でございますが、議員おっしゃられるとおりで、ただ、過去にも議員にも、また他の議員にも長生農協さんにいろいろ働きかけをさせていただいてもらっていることも十分承知をしております。ただ、現状の長生農協の今の体制ですと、なかなか我々が望んでいる方向が難しいと。しかしながら、今お話しのように、50%以上は他に流れている米が実際にあります。ということで、やはり卸の方にアピールするにも確かな根拠となるものがないと、なかなか卸の方も、はい、そうですかということにならないと思うんですね。やはり卸の方も商売ですので、当然お客さんがいるわけで、そこに対して自信を持って勧めることが出来るものをどうやって確立していくかということがやはり大事になるのかなと思いますので、そこら辺のところをよく熟慮しながら進めて参りたいと思いますので、よろしくご支援をお願いしたいと思います。

それから、留保財源の関係でございますが、留保財源にしる、基金にしる、当初予算から明確に、言い方は変なんですけど、少し余計に予算を取っという楽にするということになりますと、本来、昨日もご指摘ありましたけれども、本来やるべきもの以外にも予算があるから一緒にやってしまうということになりますと、厳しい財源状況の中で不都合なのかな、あるいは私が言っている選択と集中という意味からすると、ちょっと逆行するのかなということがございまして、もう当初予算から厳しくという形で明確にしながら、必要なものはきちんと予算要求をすると、予算が余ったからその中で運用するということじゃなくて、きちんとすることによって、そこら辺を明確にしていきたいということで今後進んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、農業の関係の基金でございますが、当然新たな集落営農の組織をこれから立ち上げていくということでございますので、そこら辺の当然推進費といいますか、そこら辺についても当然その中で加味をしながら作っていくというのが目的ですので、その作る過程が非常に困難なわけです。私も過去にいろいろ携わってきましたが、結果として今あるのは川

島と寺崎、それから上のほうでは山田会というような緩やかな形、いろいろな形があると思いますけれども、いずれにしても、緩やかな形にしる、法人化にしる、やはり今後、個人ではなかなか対応出来ていけないというものを、いかに救うかということが究極の目的になると思います。

それとまた、農業に関しては、きちんとなりわいとしていける農業、それから一方では環境の保全ということで、地域の人たちがみんな環境を守るんだと、そのために農業をするという二つの観点から進めていったほうがいいのかというふうに感じております。そのようなことから、そういうことも十分加味してこの基金をきちんと使っていききたいというふうに考えておりますので、また、それこそ皆さんにもいろいろご相談をしていきますので、その際にお気づきの点をどんどん指摘いただいて、よりよい、地元の方たちが使いやすいような形に持っていきたいというふうに考えます。しかしながら、そうはいいまして、一応大切な血税ですので、要綱につきましては、きちんと明確に認定農業者でない個人だと10ヘクタール、10ヘクタール未満でございましたら、認定農業者になってくださいというようなことをきちんとすると。ただし、その中にも任意の営農組織等についても中に入れてございます。ただし、規定等をきちんと作ってください。何でもかんでもいいということになってしまいますと、単なるばらまきになってしまう可能性がありますので、そこら辺については一定の歯どめはきちんとかけていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中村義徳君） 他には。

田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） 提案理由説明に「乖離」という漢字が使われておりましたが、公用文においては常用漢字表に原則として拘束されるはずですが、「乖」は平仮名にするのが妥当ではないでしょうか。これを前置きとして総括質疑に入らせていただきます。

まずは、認定農業者及び後継者の育成を図りますとありましたが、現在、認定農業者の中に後継者がいない方もいるようですが、そういった状況の中で、どう育成を図っていくのかお聞かせください。

二つ目、若者定住ですが、今さら反対するわけではないんですけれども、また、他の方とも多少かぶりますが、大事なことと思いますので伺います。人口が比較的密集している地域で安く、この町でも比較的利便性のいい場所で作れば、それは人も入るでしょうが、思い切

って人もいない、店もない、過疎地域のど真ん中に住宅を作ったらいかがでしょうか。本来そういった場所で成功しなければ本当の意味での人口流出対策、また町の発展はないだろうと思うのですが、それこそどんなところであろうと、住んでよかった陸沢と言っていただけでなければならぬと思います。思い切った発想がなければ、ただやっただけに終わると思いますが、ただやって終わらせないための方策等、町長の考えをお聞かせください。

三つ目、健康長寿のまちづくりの最後の文に、取ってつけたように、なぜか並行して町内の主要町道等の整備についても実施して参りますとありますが、入れるところがなくて仕方なくここに入っているのでしょうか。町は町道に対して関心を払っていないということなのでしょう。

あと4点目、中小企業金融円滑化法の期限が3月末に到来いたしますが、この件に関して町内の中小企業の方々への影響はどの程度か調査しているのか教えてください。また、何らかの対策をとっているのでしょうか。

最後に、昨日でも少し触れましたが、この陸沢町役場職員全体の質の問題にもなるかと思いますが、ある方が障害者申請をしたら、3か月何の連絡もなくほっておかれた。どうなっているんだとの苦情をいただきました。そればかりか、町では何ひとつ親切に病気になったときの制度等も教えてくれない。おまけにほっておくのかと言われました。手続上での遅れがあったらしいですけれども、進捗状況等を知らせるべきでした。このようにずさんな勤務態度では予算でも組んでも速やかに執行出来るのか疑問です。あんまりいじめるなど、一般質問で言われましたが、幾らお金を引っ張って来れても、肝心の町民へのサービスがないのでは本末転倒ではないのでしょうか。その点いかがでしょうか、ご答弁お願いいたします。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 大変申し訳ございませんでした。「乖離」ということは私も気がつきませんで、ご指摘のとおりだと思います。以後、気をつけますのでよろしくお願いをしたいと思います。ご指摘ありがとうございました。

それから、若者の定住型賃貸住宅でございますが、それこそこれは私にとっては目玉の政策でございますので、いきなり過疎地域にやっつて、これ誰も入らなかったということでは最初からつまづいてしまいますので、陸沢町で一番若者が好まれるところを想定しまして、第一弾として実施する予定でございますが、議員おっしゃられるようなことも当然考えておりますので、昨日も若干触れていると思いますが、各地区にこういうことを広げ

ていきたいと。中には、本当にそれでいいのかという意見もありますが、私とすれば各地区にそれを広げて行ってやっていきたいと。ただ、今一般的に国内でいろいろ言われていることは、非常に行政コストがかかってくるということで、都市部に人を集めようという方向もあります。ただ、これはお年寄りが郊外では大変だろうから都市部に来ていただいて、若い人たち、まだ活力のある人たちは、郊外に出て行って広い土地で子供を伸び伸びと育てるといふことも言われております。そういうことを想定すれば、当然若者賃貸住宅ですから郊外、睦沢はみんな郊外だと思いますけれども、議員おっしゃられることの方で全然問題ないというふうに私は考えますので、今後そういう方向に進めていきたいなと思っておりますが、まず、第一番目は、一番皆さんが注目するであろう場所で展開をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、町道の整備でございますが、まず私が掲げたのは、健康長寿ということで掲げさせていただきました。当然、健康に関することについては、前にもお話ししたかと思っておりますが、健康福祉課だけの問題ではなくて、町の施策として総合的に対応することによって初めて健康になると。これは先程も財源問題出ておりましたが、医療費、あるいは介護の関係のそういう費用を少しでも抑えるすべという形でやっておりますが、当然、そういうことをすれば、町道についても歩行者を守るといふことで町道の整備は当然のことでございます。健康が先に来たものですから、感覚として付録かというご指摘でございますが、決してそうではなくて、やはり町道をきちんとしなければ、そういう歩くことも出来ないといふことで、町道についてもきちんと整備をするといふことでございますので、ちょっと表現の仕方ですというふうに見られてしまったのかと思っておりますが、本意はそうではないといふことで、新年度予算にもありますように、1級町道の改修等も計画を立ててきちんと順番にやっていくといふことで考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、職員対応でございますが、細かい点と申しますか、そういう対応については私も町内に出ていろいろなお意見をいただきますと、まず、挨拶が出来ていないといふところから始まって、当然、挨拶が出来なければそういう細かい配慮も出来ない。また、議長さんにも職員の配慮が足りないといふことで多々ご指摘をいただいております。そこら辺につきましては企画調整会議を通じて課長、担当主幹を通じて職員の教育をお願いしたいといふことで今しているところでございます。その第一弾としまして、健康福祉課の中の話でいえば、4月からの機構の改革といふことで、班が違ってもグループ制をひいて、例えば保健師なり栄養士なり、そういうところについては、班が越えても、一つの皆さんが同じ方向を向いて

協力出来るようなグループ制を敷こうということで、これについてもこの4月から発足してやっていくつもりでございます。

いずれにしましても、人間のする仕事だし、相手は人間ということで、人の質にかかってくるかと思いますが、形を少しでもそちらの方向に持っていけるような形を整えて、そういう人間を少しでも向上させていくということに努力をしたいと思います。それには、まず私自身が一番それに向かってやらなければいけないのかなというふうに感じておりますが、そういうことで、また気づいたことがあればどんどんご指摘をいただいて、それで職員が注意することによって、サービスが向上すれば、町民がある意味で満足感を得られるというふうに確信を持ちますので、またよろしくご指摘をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） すみません、答弁漏れが二つほどあったようでございます。

認定農業者に後継者がいないという、この対策でございますが、個人のうちの個人の事情を、その人に無理やり後継者を作れということは、今の時代難しい問題だと思います。これは皆さんも当然感じているようですが、その経営そのものがもうかっていれば、黙っていても後継者はいると思います。非常に厳しい状況だから後継者がいないのかなというふうに考えます。そうした場合に、じゃ、その認定農業者どうするんだということではありますが、先程お話を申し上げましたように、なりわいとして出来る農業と、地区として環境を守るという組織化の、当然そういう組織化のほうに飲み込まれていくのかなと、いたし方ないのかなと。また、逆にそういう認定農業者の方の後釜がないという受け皿として、そういう組織化に持って行って地域の環境を守る、あるいは農業を守るという形が今のところ考えるところかなというふうには私のほうでは考えております。そのようなことで、今回の法人化なり組織化をしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくまたご指導をお願いしたいと思います。

あと、中小企業に対する対策については担当課長のほうからご答弁させていただきたいと思っております。すみません。

○議長（中村義徳君） 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木庄一君） ご質問のありました中小企業金融円滑化法の期限が3月31日であるということでございました。総括のほうでこの質問が来るとは想定しておりませんでしたので、あんまり答えになるかどうかの用意はないんでございますが、昨年10月に雇用労

働担当者の関係機関の会議が茂原市でございまして、その折にこのような話がございました。そして、その会議には商工会とか商工会議所の事務局長も来るわけですが、この期限が来るということで、その対策についてよろしくというふうな県からのお話もございました。その中で、商工会のほうにそうしたもののパンフレット等が来れば配布をお願いするという形で、その後、配布したかちょっと確認はしておりませんが、そのような話をした記憶がございませぬ。その後、町の対応としましては、現実問題、これに関しては今のところ何もしていないというのが現状でございます。ただ、昨日の文書の中で、日弁連が3月の2日間ほど、この法律の終了による電話相談窓口を開いているというふうな文書が届きました。こういうことも活用しながら、期限が近づいてきておりますが、なるべく企業、事業者等に周知をしていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（中村義徳君） 田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） 大盤振る舞いでサービス満点の答弁ありがとうございます。

そうですね、若者定住ですけれども、注目をというなら最初から郊外にすりゃいいじゃないですか、過疎っているところの。それはいいんですけれどもね。先日の、路線バス利用者を増やすための回数券や定期券補助券の案や、一般質問での町長の、上市場の通りを廃れさせないようにということを聞いていると、どうも睦沢の比較的人口が密集している地域ばかりを見ているような気がするなど私は感じたのです。

この小さな町で過疎と過密が二分化していますけれども、密集地域はいいかもしれませんけれども、過疎は広がっていく中で町がそれを助長させてどうするんだという気分で、そう質問したわけですが、また第二弾、第三弾とやりたいとおっしゃっておりますが、じゃ今度は、過疎地域をどうにかするために過疎のほうにやっていくということなんじゃないかな。せめて並行して、昨日荻野議員さんがおっしゃっていた結婚の問題であるとか、また企業誘致とかじゃなく、そんな大きなものじゃなくて、小さくても長く生き残りそうな専門的な雇用の創出とか、そういった面からの大きな範囲のアプローチも必要じゃないかと思ひます。正直、若者定住だけ見ていると、箱ものを作って終わりのような連続性のない施策という印象を今のところ受けてしまひますが。

道ですが、総合的に見てと言っておりますが、人だけが歩くのではないのですから、車にも配慮した道で願ひいたします。あと、健康長寿に入っているから、道路は健康福祉の所管かと思ひてしまひました。違うというのがわかったのでよろしかったです。

あと、鈴木課長、とても率直でよろしかったのですけれども、昨日から小じゅうとみたいのですけれども、運転で一番危ないのは、大丈夫だろう、来ないだろう、譲ってくれるだろうのだろう運転だそうです。ですから、来るかもしれない、大丈夫じゃないかもしれないという意識を持って運転しなさいと警察の講習で学びました。どうも千葉県の、米の飯とおてんとうさまはついて回るという和やかな気質がここにもあらわれているような気がしますが、もう少し緊張感を持って、県から言われたとかじゃなくて、先へ先へと見通しを持っていただきたいなと思います。

あと、障害者申請、この申請をした方はやっと出た日に亡くなりました。いきなりの死でご家族も茫然としておりました。もっと早かったらもうちょっと長生き出来たかなと思うのですけれども、役場や町長がいいことをしたって窓口の対応等で全部台なしです。職員はサービス業と心得て職務に当たっていただきたいと、そう教育していただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 睦沢でも過疎地域が当然、瑞沢地区を中心にあるわけです。ここの対策ということでございますが、全部箱ものでこれが出来るかという、私はそうではなくて、そんなにお金をかけなくても出来る施策があると。それはじゃ何かといいますと、当然もと住んでいたお宅、自宅があるわけです。そういう空き家ですね、これをもっともっと活用して、そこに前にお住まいだった、あるいは所有している方のご理解をいただきながら、空き家をきちんと活性化させる、あるいはそこに住んでいただく。今でも一応空き家の対策は行っておりますが、これをもっともっと力を入れながら、その空き家を解消することによって、そこが、もともといたところが少なくなっているから過疎ですから、その空き家に新しい住民が入っていただければ、過疎の解消が出来るということになると思います。そういう空き家住宅に、それを活用するという事は、そんなに財政支出を伴わなくても、若干は当然出ます。改修だとかいろいろな費用に補助金を出しますんでありますが、そう大きな財政支出を伴わなくても出来る施策は、まだまだ、これに限らないと思いますので、そういう形で対応も当然していきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

また、職員教育につきましては、十分意を注いで取り組みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村義徳君） 市原裕一議員。

○5番（市原裕一君） 私、2点ほど伺います。

町の基幹産業の農業に力を入れるということで、農業事務所のOBの方を採用します。この方は農政通、または技術者であるというようなことを伺っています。この方を採用して、米のブランド化の促進、認定農業者及び農業後継者の育成を図るということでございますが、提案説明のこの文章の後に、私は雇用の促進も図るという文章を入れてほしかったなと思います。現在の耕作者を見ますと、高齢者または高齢化しつつあります。後継者を育成するにも景気がよくなれば、若者あるいは働き盛りの人は二次あるいは三次産業のほうに目が行き、そちらに転職をするのが今までの世の中だと思います。景気が悪くなると、会社がどうなるかわからないから、親びと等に田畑を荒らさず、いつでも農業を出来るようにしておいてくれというのが現実だと思っています。今回上程されています議案第5号第2条のこの計画がほぼ達成された後に、本町の農業の姿、形がどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。

続いて、若者の定住についてですけれども、これに水を差すつもりは毛頭ございません。本町の予算規模からして、2年間に約3.2億円、大きな事業であると思います。全ての区画を埋めることを目指すことは当然でございます。マーケティング等をきっちりとやり、事業を開始するのでもうまくいくと思いますが、しかし、私にも一抹の不安があります。なぜなら、南部開発公社のこともありました。万が一うまく進まなかった場合、個人の過失あるいは不始末でない公の場合、誰がどのような責任を負うのかお聞かせをお願いします。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず1点目の農業関係でございますが、県のOBを雇うということではなくて、正確には県から職員を派遣していただくということでございます。その中身の人は再雇用の方に、千葉県の方をそのまま睦沢町に派遣をしていただくと。その場合に睦沢町が給料等を全部負担をするというものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。最終的にそれで農業の姿はということでございますが、先程も言ったように、業として農業で出来る部分と、環境を守るということで、組織化の中でふるさと睦沢の環境を守るということで、農業をしながら環境を守ると、この二つの方向を目指したいというふう考えております。ですから、先程も言ったように、認定農業者でももうからなければ後継者はいないと。そうすれば、自然とその経営形態は終わりになると。そのための受け皿として、組織として環境整備のために年金をいただきながら、地域の皆さんがそこで集まって自分の環境を守るという、二つの方向が当然出てくるのかなというふう感じております。ま

た、そういう方向でもいたし方ないのかなというふうに感じております。いずれにしても、このふるさと睦沢の原風景をどうやって守っていくかということが非常に大事になると思いますので、その方向のために5億円を目指して積んで、それを有効活用していきたいということでございます。

それから、若者定住の関係でございますが、投資額そのものは3.2億円で3億円強でございますが、結果として全部売らんだという、そういう覚悟のもとに最終的には町の持ち出しが7,000万円強ということで、3億ではないわけですね。そのようなことで、これについては特に特別職は全力でこれに当たるという形でございますので、当然、責任は町長にあるのは当然でございます。また、皆さんもご賛同をいただいていた方については、それなりの応援も当然お願いをしたいというふうに感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村義徳君） 市原裕一議員。

○5番（市原裕一君） 農業関係のほうなんですけれども、普通、こういうのを計画するとき、最終的なプランニングとか姿を見て、それに向かって行くのが普通じゃないかと思う。今聞いてみますと、単なるもう目先のことだけのためにやっているというふうに見えるんですね。もっとその先の私は姿をお聞きしたいなと思ったんですけれども、その辺でいいでしょう。わかりました。

それで町長、先程、町長が走りながらやっていくということで、ちょっと貴重な時間のところで申し訳ないんですけれども、私に今年こんな年賀状の文章が来まして、ちょっと私これ手帳に書いてあったもので、少し気持ちに入れておいてもらいたいなど。

歩く速さで景色を見ながら前に進んでみる。走るのでは続かない。走った、とまっては変わらない。振り返ることはあっても、後ろを進めば転ぶ。そうだ、旅に出ようと。こういうはがきを送ってくれました。これ大変気持ちの中に入れておくとすばらしいことだと思うんで。終わります。

○議長（中村義徳君） 他には。

市原重光議員。

○10番（市原重光君） この提案説明書の中に、はっきり言って、一つ残念なことがあるんですね。今まで毎年のように商工業関係のことがうたってありました。今回一切ありませんね。それで、予算書を見ますと、やはり相当な減額になっていきますよ。700万か、幾らもない予算の中でまたそこからもうかなり切っている。これ考え方としてどうなんでしょうかね。

支援をすることが出来ないのか。その辺のところちょっとお聞かせください。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 決して商工業を軽んじて予算が減ってるということではなくて、これの直接の原因は国の緊急雇用対策事業、これが商工費の中で組み立てられておりました。国のほうがだんだんこれがなくなってきたというような形で、それがもろにその分が影響しているということで、一般の商工業の皆さんに対する、あるいは商工会に対する補助金を減らしたというものではないということだけのご理解いただきたいと思いますが、昨日の話、一般質問の中でも商工連携の中でこれからやっていくんだという話をさせていただいております。そのようなことで、今後も国・県の動向を見ながら、あるいは積極的にアプローチをかけて、睦沢町の商工業者が取り組めるような施策については積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

○議長（中村義徳君） 市原重光議員。

○10番（市原重光君） 大体そういうふうな言うと思っておりましたよ。昨日もね、一応、要望等いろいろなことをやっていますので、中身はわかります。ただ、表現が全くないからどんなもんかなと、ちょっと気がついたんで、少しぐらいはちょっと触れてもらってもいいのかなというような気がしましたのでお尋ねをいたしました。わかりました。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） ありがとうございます。以後気をつけますのでよろしくお願い致します。

○議長（中村義徳君） 他には。

市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 町長の基本的な考え方、この間聞いておまして、一つは選択と集中ということがありまして、その基本的な考え方がこの最初に1、2、3、4、5という形で述べられております。これは非常にですから重要な位置付けだと思いますので、この点についてお聞きをしたいと思っております。

まず1点目ですが、高齢者が安心と生きがいを持って暮らせるというふうにあります、老人福祉法、この中では、そういうものとともに、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるというふうには、つまり本人の自覚の問題だけではなくて、社会的にこういうふうにはちゃんとされなければならないと。介護保険法の中では、これらのものが尊厳を保持し、その有する能力に応じた自立と日常生活というふうにあるわけです。つまりこの規定でいきます

と、本人が安心と生きがいをということですが、これは社会的にこういうふうに法律上の位置付けでやっぱり私は基本をそこに置くべきだと。つまり社会全体で、子供も高齢者も協働しながら生きていく。特に高齢者については、これまでの多年にわたる社会の進展に寄与してきた、これは老人福祉法ですが、こういう視点をやっぱり位置付けるべきではないか。そこが感じられないのでお聞きをしたい。

2点目ですが、成長社会から成熟社会への移行、成熟社会へというのはどういうことを指しているのか、私にはちょっと理解出来ないので、これはご説明をいただきたい。これも町長が具体的な施策をやる上で非常に重要なことだと思うのでお聞きをしたい。

3点目が、安全・安心社会ということで、食の安全ということを述べられております。この食の安全というのは一体どういうことなのかということもわかりません。ただ、私は食の安全というなら、一番今重要なものは放射能汚染が食品にどうなるのか。今野菜や魚など非常に重大な問題としてこれが出て来ているわけでありますから、その問題がきちっとこの中に含まれているのかと。無制限な外国農産物の輸入へと切り開かれることこそ、食の安全にとって重要ではないのか。

今議論を聞いておりますと、町長の基本は、例えば認定農家の方、出来なくなって、地域の景観、それから自然環境を守るという視点で農業を捉えておられますが、私はこの視点では非常に受け身な、いいところもありますよ、受け身なところがあると。安全な食料、新鮮でおいしい食料を消費者にきちっとお届けをする。つまり農家と消費者が対立するのではなくて、消費者に、都市の消費者も含めたそういう人たちに睦沢町の農業は貢献していく、そういう意味で農業の発展というものを考えなければ、積極的な姿勢は出て来ないと思うんです。例えば寺崎の直売所の方、地元の高齢者の女性の方々が一生懸命作っている、本当にそういう意味では安全な、大量に何でも作ればいいということありませんから、そういう意味で貢献をしているわけであります。この視点を入れないと、とにかく自分のところ守ればいいというんじゃなくて、日本国内のそうした安全、新鮮、おいしい食品、食料という供給源になるんだという意味で、私はどーんとそこが、睦沢町の農業は打ち出すべきだと。米のブランド化という問題もそういうところにある。そこをやっぱり確信を持って、誇りを持って農業を出来るようにすべきだと思うので、見解をお聞きしたいと。

それから、4点目の新エネルギーというふうに言っている、この新エネルギーというのは、ガス利用という意味で新エネルギーと言っているんですか、一般的には自然エネルギーや循環型エネルギーということで言っているわけであります。ガスというのは、今当面の問題と

しては非常に有効なものですが、結局化石燃料ですから底がつくわけでありますから、こうした視点を強調するだけでいいのかというので、ちょっとそこ不安になりました。

それから、5点目の国際化の問題です。私感じたのは、目線が上から目線じゃないかと。教育というのは確かに子供たちに教えるという側面がありますが、何といたっても子供が学ぶ権利、国際的にいえば子ども権利条約が1990年の国連で発効して、1994年、遅れて日本は批准したわけですけれども、こういう視点に立った教育という問題を考えなければならないんだと。大体、国際社会で通用するような子供たちと国が言って、国際社会ではアメリカの投票機械だと言われている自主性のないような外交をやっておいて、子供には国際的に尊敬されたり何かするような、そういう人間になりましょうなんていったって無理な話です。憲法では名誉ある地位を占めたいと思うと、こんなことをやって子供に国際人になれといったって無理な話。これは町の問題じゃないんですけれども。そういう、だから、子供の立場にきちっと立つ必要がある。日本を愛し、世界の平和と発展の立場で率直に外国とも堂々と歴史と道理の問題で解決出来る人材、こういうことが求められている。そして、こうした大人社会を目指すという自らの責任の問題も明らかにして取り組むことこそ、本当に教育ではないかと私は思うわけですが、ちょっと目線が高いのではないかと思うので、お聞きをしたいと思います。最初に、ちょっとその基本的なところから。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず最初にお断りしたいんですが、ここで1点、2点、3点、4点、5点ということで掲げてありますが、これはあくまでも今日本の社会が求められていることでございます。これをもとに、では睦沢町が、今議員がおっしゃるような何が出来るのかということで、その後段で触れているところでございますが、まず、高齢者を大切にすることということで、では睦沢町としてどうするのかというご質問だと思いますが、これに関しましては、先程お話ししましたように、農業、地区ごとに法人化なり組織化、そうすることによってお年寄りがそこで草取りをすることも出来る。特に、東日本大震災の後、その被災のあったところでは、仮設住宅に入ってしまったって、今まで農作業をやっていた方が全く外に出なくなってしまったということで、非常に悲惨な報道がされておると思います。そういった意味で、表に高齢者が出て、自分の知識・能力を若い人たちに伝達するという意味においても、各地区でそういう組織を作って、高齢者が活躍出来る場を提供しながら高齢者の知恵を若い人が吸収するというふうに活動をしていただけたらいいのではないかというようなことから、農業関係の施策を展開していきたいというふうに考えております。

それから、食の安全でございますが、当然議員がおっしゃられるように、寺崎の直売所に出るようなものについては、皆特にやはりお年寄りの方が一生懸命やっていると思うんですね。なるべく化学肥料を使わないで、農薬を使わないで、自分が食べるつもりで作ったものを消費者に届けるという形をしていると思います。当然、お米作りについてもちばエコを取り入れていろいろな施策をしているわけでございますので、私が、先程の議員には、もっと大きい高い夢を持って、現実ではなくてというお話もありましたけれども、当然この基金について既存のそういう組織についても光を当てながら町全体として食品の安全を求めながら、消費者とつなげていくという形に持っていきたくい。現在では、当然放射能問題もありますので、きちんとそこら辺を測定をしながら、消費者にそういう問題はないというようなこともしながらということで、町では簡易検査でございますが、簡易検査器を導入してやっているということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

エネルギーにつきましては、当然、ガスは化石燃料ですので、そればかりではないんですが、今業者さんによりまして説明会がもう近々地元に入るといふことも伺っております。これについては、私は町でやるべき事業と民間でやってもらう事業を分けて、町が何でもかんでもやるということではないといふふうに私は思ひます。ということで、民間で出来ることは民間でしていただく。行政はそんなに大きくなったら、とてもじゃないけれども、財源が足りないんじゃないかなといふふうに思ひますので、民間で出来ることは民間でしていく。そのかわり町はその支援をするという姿勢で対応していきたくいと思ひますので、よろしくご指導をお願いしたいと思ひます。

○議長（中村義徳君） 市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 個別にお答えがなくて、総括、全体のものでありますので、私のものに異論がないんだらうといふふうに解釈をいたします。ちょっと今言った、民間のものは民間、何か私が何でも町でやらうといふふうに言ってるかのようにありますが、よくこの間の質問を聞いていただきたいんですが、私は、ちょっと田舎言葉で言えば、おらが村のエネルギーはおらの町で作るといふ意味なんです。つまり利潤としての企業体として全面的に新エネルギーも、こういうエネルギーも含めたところに任すといふ問題ではないんです。今おっしゃったように、町がいろいろ援助する中で、例えばやっているところでは住民自身がお金を出し合ってやる。これは外国なんかでは非常に成功している例がありますが、そういうものとしてやる。だから、ぼーんと丸投げ的に利潤を追求する企業体にやるということが全てではないんだと、そういう場合もあるでしょうといふ意味なので、そここのところえら

い力が入っていたので、違いますよ、そこは、言っておきますが。

それから、もう一つ、成熟社会ということについての理解がなかった。私が言っているのは、国が言っているからそれを書いたんだと、じゃないでしょう、だって、そういうふうにそれを認めたんだから。成熟社会へ対応されているんだということを前提で町長はものを作っている。この今の社会が成熟社会なんて誰が言えるんですか。大体、格差社会が広がって、餓死者が出るような日本。発達した資本主義国の中で唯一経済成長がとまった国、経済側面、閉塞感、将来展望が示せない、自殺者が多い、これが現実じゃありませんか。これが成熟と言えるのかと。日本の経済というのは私はまだまだ成長出来ると。本当に人類のこの発展の中でも全く初歩的な段階でありまして、大企業も含めて正当な利潤の確保と雇用を増やすことは十分に可能だと。そういう成長をすべき社会だと私は思う。成熟して、何か後はもう腐っちゃうかのように、変な言い方だけれども。そういうものではない、まだまだ日本の国民の力量からいっても成長出来るというふうに思います。大体、沖縄の人たちみたいに、圧倒的人が、基地、無条件撤去してくれというのに、アメリカのほうが優先してやっちゃうような、そんな自主性のない国が何が成熟なんですか。食料の自給、自主性よりも、外国の農産物の考えに移行するのが、それが成熟なんですか。おかしいのではありませんかと、じゃないかと私は思います。

それと、もう一つの点を言っておきます。私は安倍さんの今度の予算というのはインフレ政策ですから、どんどん物価を上げて、そして賃金は上がらないと、大型公共事業で行くって、もうこれまでやって大失敗したことの繰り返しだと思いますが、それはそれ、さておいて、しかし、一方自治体で使えるような事業というのは多いに使うべきだと思うんです。例えば地域の元気臨時交付金、一部には学校のエアコンを全部つけるというようなところで、うまくこれ補正で使っているところあります。新年度でも使えるようですが、こうした予算の獲得というのは積極的にやるべきじゃないかなと。

それから、もう一つは防災安全交付金5,497億円ですか、防災関係、耐震化いろいろ使えるわけですが、こうしたものも積極的に私はやるべきだと思うんですが、ちょっとこれが見当たらなかったもので、恐らく頭の中には睦沢町の職員の皆さんのことですから、入っているのではないかと思います。私はただ言うだけじゃない、こうした具体的なもらえるところはもらうという視点からお聞きをしたいなと思います。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） エネルギーの点は、私が勘違いをしていたようですから、ほっとしま

した。ありがとうございました。ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、成長社会から成熟社会へと移行するにつれ、でございます。成熟したと言っているんじゃないんです。それに移行する過程だということ言っているつもりだったんですが、そういう形で、これなぜこういうふうに言うかということ、戦後復興から急激に進んできて、ある意味、一時期はヨーロッパ経済を抜いて世界第2位というようなところまで来ている。そういうところを意味してのことで、ただ、議員がおっしゃるようなまだまだこれから伸び代は幾らでもあるんです。ただ、今までと違う、追いつけ追い越せじゃなくて、もうある程度一定基準に来たら、また違うことが求められるんじゃないですかという意味のことでありますので、もうこれから腐っていくんだと、そういう意味では全くございませんので、そういうふうにとられたんだとすると、表現の仕方が悪かったということで反省をしたいと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

それから、各種事業交付金等の関係でございますが、私たち、私も含めて先輩方々から、睦沢町は自主財源が乏しいので、いろいろな交付金、補助金は、常にそういうものをうまく使いながら国の要領、要綱はあるんだろうが、なるべく睦沢の実情に合わせた中で、それをうまく活用するということがたたき込まれておりますので、議員おっしゃられるように、また引き続きアンテナを高くして今後も取り組みますので、よろしくご指導をお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村義徳君） 鈴木企画財政担当主幹。

○総務課企画財政担当主幹（鈴木政信君） 命によりお答えします。

市原議員のおっしゃった元気の交付金なんですけれども、まず、これは名称が、地域の元気臨時交付金というものだと思います。予算のほうでは24年度の補正予算で1.4兆円というものだと思います。これについては過日可決されました、平成24年度の補正予算に対応する事業を実施する地方公共団体に、その事業に対して補助金を交付するとともに、その補助裏になります、町が一般財源で出す分ですけれども、それには起債、補正予算債ですけれども、交付税算入額100%というものでございます。さらに、この起債額、補助裏の起債額に対しまして、おおむね8割に相当する額を元気臨時交付金として交付するものとするということになっております。平成25年度の地方単独事業、これハード事業になると思ひますけれども、これに充当することが出来るというものでございます。

本町におきましては、まだ、この臨時交付金の該当事業が正式に発表されておられませんので、24年度の補正予算に計上させていただいた事業、橋梁の補修等がありますけれども、そ

れが今後対象になってくるんじゃないかなろうかと言われております。今回の当初予算には未確定事項であったことから、計上させてもらっておりませんが、確定いたしましたら、歳入歳出ともに補正予算で対応させてもらいたいというふうに考えております。

それと、防災関係でございますけれども、全国防災事業とか緊急防災減災事業というのがあるんですけれども、こちらについては町が出来るものといいますと、耐震なんかもあるんですけれども、これはうちのほうでちょっと考えているのは、今、防災行政無線のデジタル化というのを進めてきているんですけれども、これをもし対象になればのつけていきたいなというふうに考えておりますので、全く何も考えていないということではありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中村義徳君） 市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） ではないかと思ったので、一方的に失礼なことを言っちゃいけないと思ったので、言っていただいてよかったなと思います。

それで、私あと3点だけお聞きします。

一つは、臨時雇用の基金の問題ですけれども、全体的に減っているのかもしれませんが、だから、福祉の部分というだけじゃなくて、他のものも含めて、やっぱり十分活用出来るように検討すべきだということでお聞きをしたいということが一つ。

それから、もう一つ、災害地の職員派遣ということで言われたけれども、これは、あくまでも命令的じゃなくて、職員の合意の中で、自主性の中でということ、これは確認をしたいということ。

それからもう一つだけ。あと福祉タクシーの拡充の問題ですけれども、私は福祉タクシーの拡充というだけではやっぱり解決出来ない、デマンドタクシー、費用の問題だとか制限の問題あるわけですから、デマンドタクシーという制度も、私は同時に検討していくべきだと思うんです。何かこのままでいくと、福祉タクシーの拡充で終わってしまうというふうな感じがしたので、この3点お聞きします。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 臨時雇用の関係については、細部について担当課長のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

それから、派遣職員でございますが、近隣では誰も希望者がいないので、職務命令を出すという話もちろはら聞こえてきている状況でございますが、睦沢町は全くそうではなくて、本人が行って頑張ってきたんだということでございますので、そこら辺は安心していただ

きたいと思います。

それから、とりあえず福祉タクシーでやってみるということでございますので、これに限ったわけではございません。前のときにもお話ししましたが、それを含めて1年間かけていろいろやっていきたいということでございますので、そこら辺はまたご理解いただきたいと思います。また、当然、そこら辺の方針が決まり次第、議会の皆さんにもご相談をしていきたいと思っておりますので、またご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中村義徳君） 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木庄一君） 雇用の関係についてご説明させていただきます。

まず、2月終わりに、県のほうで24年度補正予算の関係の雇用分の説明会がございまして、そちらのほうに行ったんですが、昨日もお話をしたとおり、新しいそういう取り組みがあるのかということで説明会へ行ったんですが、その中ではちょっと睦沢町に合う、合いそうなというものがなかったものですから、今回はそれは流しております。今後もそういうものがあれば、昨日も話したとおり取り組んでいきたいというふうに思っています。それで、25年度の予算の中では、前回雇用のほうで組ませていただいたんですが、土木費の道路維持費の中で、地域環境整備作業賃金というのがございまして、ここで緊急雇用といいたいまいしょうか、その分を組ませていただきました。その点しかまだ今のところありませんが、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（中村義徳君） 幸治孝明議員お待ちどうさまでした。どうぞ。

○6番（幸治孝明君） 説明書に記載されている内容についてお尋ねいたします。

まず、4ページ真ん中ごろに、2点目は子育て支援の充実でありますということが書いてあります。子育て支援は非常に重要なことでありますし、私は年寄りに行く分もこちらへ回してほしいというような気持ちであります。その次にですが、病児保育とこれまでの助成を継続するとともにという文章になっておりますので、とり方によっては今までの施策を継続するような感じにとれるようではありますが、予算額も増えていることでありますので、これ以上に力を入れていくという内容ではないかなと思ってお尋ねいたします。

それから、右のページ、5ページのやはり真ん中ごろですけれども、総合運動公園について、施設を利用しやすくする環境を整えていきたいと、こういう文章になっておりますが、利用しやすくするという表現は、利用しにくいからというような感じにとれてどうかなという気がいたします。それから、整えていくということなので、具体的に何か考えていらっし

やることがあればお聞きしたい。私の近くでは、温水プールにしたらいんじゃないかということを言ってる者がおりましたので、お伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、4ページのほうの病児保育とこれまでの助成を継続するとともにということで、今まであるものは実施しますと、また新たなものにも取り組んでいきたいということでございます。この辺の細かい内容については、また担当主幹のほうからご説明をさせます。

それから、5ページのほうの体育館施設のという、総合運動公園ですね、こちらについては今想定しておるのは、あそこにトレーニングルームがあると思います、機器を置いて。そのこの拡充を進めていきたいなど。健康長寿のもとになる、今健診で、保健師がそこで引っかかった者を抽出して、改善センターのほうで何とかバイクというのを使ったり、いろいろしながら指導をしております。しかしながら、半年なり一定期間過ぎますと、それを卒業してしまいます。そうすると、またその人たちが予備軍になってしまわないように、それが続けられるように、引き続きするというようなことで、総合運動公園のほうに、一般の方も含めて、それを卒業された方も引き続きそのようなマシンと使った中で筋肉を負荷をかけるということが出来たらいいのかなということで、このような形になっております。プールの温水化、出来れば非常にいいです。夢としてはありますが、今のところちょっと財源的にどうかということ、大変まだ申し訳ないんですけども、想定の中には入っていません。夢としてはありますが、ちょっと今のところまだ考えておりませんので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（中村義徳君） 中村国保健康担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） 命によりお答えします。

病児保育等これまでの助成を継続するとともにとあります。継続もありますし、また、今度4月からまた、県から移譲されまして、未熟児、体重が2,000グラム以下という形なんですけれども、そういう方に対してもまた医療費のほうの助成を新たに加えます。今までの助成のほうについても、さらに充実してやっていきたいと考えております。

○議長（中村義徳君） 荻野新衛議員。

○12番（荻野新衛君） 何点か伺いたいと思います。

まず最初に、人間というのは一つの形が出来ちゃうと、そのまま行っちゃうんですね、も

うこれでいいんだと。私も常々疑問に思っていたんだけど、町長、今度は戦後生まれなんだから、新しい革新、イノベーションで来るかなと思ったら、そうでもないということで、これは検討だと思うんですけども、町長の提案説明。基本的には、町長、大統領で、全ての予算権限持っているんですよ。だけれども、教育行政というものはあっちにいる教育委員会が持っているわけですね。だけれども、巾着はこっちが持っている、でも、ソフトとか何とかそれに基づいて、ハードでもいいね、は町のほうで予算化していくと。そういうことで、私はやっぱりここで、睦沢として、これは来年になるけれども、町長の提案説明の中に教育委員会の提案説明が私は必要だろうと。何も人殺すわけじゃないんだから、どんなことでも私は出来ると思う。それは一つの革新なんですよ。イノベーションなんですよ。

教育がどれほど大事か、いじめからね、学力向上、それからよく言うんだけど、僕らが小さいころ野山駆け回っていた。土のついたものも食べた、いろいろな食べるものないから。今の子供たちは本当にね、SPFの豚と言っちゃ悪いけれども、それみたいなんだよ。SPFを知らない人もいるかも知れんけれども、だからひ弱な日本人が出来ちゃうんじゃないかなと。教育というのが今、安倍さんもね、教育再生ということでやっているけれども、また国がどうのこうのよりも、やっぱり町がやっていくべきだろうと。この中の4ページのところにしたって、私とすれば睦沢は教育でやっていくべきだろうと言っているんだけど、教育行政についてほんのね、これはページが余計だからどうのじゃないけれども、これじゃ睦沢の教育何やっているんだなんてというのわからんわけですよ。やっぱり特色ある教育、睦沢はすばらしいと、だから住みましょう、住みたいなというふうに作っていくんですよ。

ですから、これは一つのお願いです。来年度のこの提案説明には、教育委員会がきちっと自分たちの教育行政を、生涯教育もひっくるめて、学校教育だけじゃないんですよ、教育というのは。だから、そういうことをひっくるめて、この中にきちっと3分の1位、予算だってその位、人数だってその位使っているんだから、3分の1位は私はやってもいいんじゃないかならうかと思えます。これは一つの、まず質問の前のお願いです。

では、正式に質疑に入りますけれども、昨年3月議会で僕はここで、睦沢の農業政策は長南町よりもがたがた落ちているよということを言いました。今回見たら、基金の積み立てだということで、昨日担当課長とも話をしました。だけれども、これは教育金積んでじっくりやるのもいいかもしれんけれども、やっぱりある面では急速に高齢化が進んでいるし、明日のことわからないような、特に稲作についてはね、ということなんです。ですから、私

この基金を積みながら、必要などころにはどんどん即使って、成果を出すべきだろうと思うんですが、それについてどうかということ。

それと次は、新規需要米、町長公約の中にもありましたけれども、私は決算のときにも言ったけれども、本当に新規需要米に補助を出すことがいいのかどうなのか。それはどういうメリットがあるのかを伺いたい。これについては私もケッチン食らっているところあるからね、公式の場できちっとしたいと思います。やっているのは白子と、今睦沢だと思います。白子は大幅にもう、幾ら林町長だって、やっぱり少しはわかってくると減額していると思うんですよ。

それともう一つは、睦沢の特性、やっぱり山が多い、荒れていますね。林業の振興費100万ちょいですね、需用費で大体いっちゃうと。私はやっぱりこの山をね、もっともっと睦沢の特性として、都会には山ないわけだから、都市部にはね。この特性を低コストで活用するというのを考えるべきだろうと。林業ちょこちょこ100万ちょっとですよ、予算ちょこっとつけておけばいいというんじゃないなくて、発想を変えるべきなんですよ。こういう小さい町が何かするというときには、帽子乗せるだけの頭じゃないわけよ。ここ、これをみっちり、だから、それは地域振興もまちづくりもいろいろなところが知恵を出しなさいというところはそこがあるわけなんですよ。だから、そういうところの戦略が抜けているというんです、私に言わせりゃ。みんな所管所管がやってればいいと。じゃ、総合的なプロデューサーがないわけなんだよ、睦沢においては。

お年寄りの知恵、また睦沢にはすばらしい人たちがいっぱいいるんだから、そういう知恵を使って、町の戦略を立てるべきなんですよ。部分部分じゃなくて、総合戦略、グランドデザインが必要だということ。そういうところが欠けている。これについて私の意見という部分もあるけれども、町長が感じたところがあれば、それについて考えて答弁をいただきたい。

以上です。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 教育については、非常に私も大切だと思っておりますので、よく肝に銘じて次年度以降気をつけて対応して参りたいと思います。まさしく議員のおっしゃるとおりだと私も思っておりますので、次年度以降そのようにしたいと思います。

それから、農業の基金の関係でございますが、一応、私、年1億で目標5か年で5億だと、5億積んでからやるということじゃなくて、やはり今、議員がおっしゃるように、同時並行、

積みながら使っていくということも緊急にやったほうがいいということは、当然そのようにしていきたいと思っておりますので、よろしくご支援をお願いしたいと思えます。

それから、ふるさと睦沢、やはりこの農地と山、これを大事にするということが当然のことだと思えます。議員もかねがね言われているように、町の総合プロデュースをするのに町民の知恵をかりることも一つではないかということで、既存の組織にとらわれずに幅広く人を活用したらということで、私もそのとおりだと思えますので、これから徐々にと言わずに、どんどん改革をしていきたいというふうに思えますので、また、よろしくご支援をお願いしたいと思えます。

そのようなことで、昨日も若干触れたかと思えますが、町の中には総務課の中に政策企画班ということで、財政から独立を出来るような形で、総務課の中へ入りますけれども、そういうことでそこでかじ取りをしていくと。各課の統制もとると。先程議員がおっしゃられたような総合プロデュースを仕掛けるというか、仕掛けられるような人材を集めて、そういう機関もサンセット方式といいますか、既存のある、もう使命を終えたものは終わりにすると。しかしながら、また変えていきながら、そういうノウハウを町の中に吹き込んでいくということも当然していきたいというふうに思えますので、よろしくをお願いしたいと思えます。それこそ、先程のSPF、無菌豚の話だと思えますけれども、やはりこの間も報道でされていたかと思えますが、幼児のときに無菌状態にしてしまうと、抵抗性がなくなってしまうというようなことを言うておりました。まさしくそうだなと。やはり雑草のごとく、たくましく生きていったほうがいいのかということも感じておりますので、またよろしくご指導をお願いしたいと思えます。

新規需要米については、大変恐縮ですが、担当課長のほうからご答弁をさせていただきたいと思えます。

○議長（中村義徳君） 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木庄一君） それでは、新規需要米についてです。この制度については既によくご存じのことだと思えますので、私のほうから説明は申し上げませんが、先程基金の関係で、基金の中であったものは早くしなさいというお話もございました。それから、いろいろな考え方で新しい取り組みをするのがいいというのが、またございました。その中で、今睦沢町が農業政策で出来ることの一つとして、少しでも多くの収入を得るための一つの方策として、この新規需要米を上乗せをしてやってあげるというふうな制度をとっています。確かに白子町と睦沢町だけでございます。白子町につきましてもだんだん減っているという

状況でございます。睦沢町は昨年と同じベースで実施をしていきたいというふうに思っておりますが、やはり今やれるものがあれば少しでも早くやって、耕作放棄地とかやめていく方を減らしたいということでやっておりますので、その辺は基金の考え方と一緒にすけれども、やれるものを早くやるということで、それではその施策は何かというと、この施策が一番いいのかなというふうに変換をしてやっている次第でございます。他の町村がやらなくても睦沢町はやるというところの一点かと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中村義徳君） 萩野新衛議員。

○12番（萩野新衛君） 確認なんですけれども、町長教育の重要性わかったということで、わかったということでそうしますということは、来年度のこれについてはそっちのほうもきちっと自分の所信を述べるという形でいいですね。それはよく協議しておいてください。期待しています。法的に無理かどうかは別として、私は無理じゃないと思っている。

今、新規需要米の件けれども、それはね、革新にはならんわけよ。発想の転換にはならんわけよ。今、課長の答弁ね、新規需要米は国がちゃんときちっとしたものを出しといて、それをやった人については、米価下落については国はちゃんと価格補填をするわけなんだよ。それを町がね、28町歩に対して1反歩当たり、10アール当たり1万円つけるというのであればね、普通の作付地、本当に困っているんだから、農家は困っているんだから、全面積に1万円ぐらいつける位の考え、それが他町との違いであって、これはまた特別委員会でやるから、その答弁が本当にいいのかなのか、よく考えといてください。

以上です。

○議長（中村義徳君） 他にございませんか。

清野議員。

○4番（清野 彰君） 手短かに質問したいと思います。

子育て支援の中で、ちょっと私が思っているのは遊び場なんですね。例えば住宅とかいろいろそろえるのはいいと思うんですが、昔、30年前はアスレチックとかそういうものでブームがありまして、それもすぐ廃れちゃいましたけれども、そのときは子供たちが伸び伸び遊べたと。ところが、今の時代というのは、ゲーム感覚でゲームセンターにいたり、うちで閉じこもってゲームをします。大勢集まってもゲームをやるということで、やはり屋外で遊ぶ施設が必要かなというふうに思います。そういった形で、近隣見ても、なかなかこの辺にはないから、長生村とか茂原とか千葉とか、そちらのほうに行く方がいます。ただ、施設もワンパターンなものですから、やはり飽きは来るんですけれども、そういう形で子育て支援を、

もうちょっとそういう遊び場作り、教育面もありますけれども、そちらの方向で何か考えていただければいいのかなというふうに思います。

それから、防災行政無線のデジタル化に向けての更新工事の設計なんですけど、ちょっと内容はわからないんですけども、現状、今アナログ無線ということで多分やっているんですけども、確かにいろいろ障害あります。例えばうちの中とか障害物によっては途切れたり、聞こえなかったりいろいろしています。ただ、電源を入れないで設置している人多いもんですから、わからないわけです。そんな形で、今度デジタル化に向けたら、何かすごく、何でもうまくいっちゃうんじゃないかなというふうな感じになりかねないので、十分その辺を検討されて、初期投資をきちんとして、何かやってみたらまたうまくいかなかったと、聞こえないところがいっぱいあって、ああだこうだと言っていると、非常に時間の無駄になってお金も使うことになりますので、その辺のところを、きちんと設計段階で検討していただきたいというふうに思います。その辺の考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、子供の遊び場の関係でございますが、私なんか小さいころは山に行ってターザンごっこをして遊んでいたんですね。特に親が遊び場を与えなくても勝手に遊んでいたんです。やはりそれ位のたくましが私は必要だと思います。ですから、何でもかんでも金をかけてやればよいということじゃなくて、もっともっとたくましく育てるという観点も必要だと思います。そういった中で、先程も山林の活用ということでありましたけれども、一時期から見ると山林が荒れてきているので、そういう活用が、子供たちが使いにくいのかなということもあると思いますので、山林の活用と併せてそういうことを、山をきれいに出来るような方策をとれば、子供たちがまた山に戻っていけるのかなというふうにも考えますので、あえて人工的にいろいろ手を加えるというよりも、自然の中で子供たちが生き生きと育つという方向に持っていければというふうに私は感じております。

それから、防災無線の件でございますが、実は国の方針でアナログからデジタルにする。皆さんご承知のとおりアナログですと余計に電波体を使っちゃうんで、デジタルで少しの範囲内でもっといろいろな情報を出したいということで、国の施策にのっとって町も進めていくということなんですけど、ただ単にそれだけではなくて、ただ一方にはアナログのほうが電波が要は回っていくといえますか、そういう特性があるようで、今デジタル化してしまうと、今の屋外にあるところだけだと全部各家庭に電波が届かない状況があるということも伺っておりますし、そこまでに役場から電波を出しているわけですので、中継局等をつけないと出

来ないというデメリットも実はあるわけです。そういう点を十分踏まえて、それから私が常日ごろ言っている健康長寿という意味でも、なかなか健診率が上がらないと、そういうものについてもこのデジタル化にすることによっていつの間にか、そこに例えば画面が出ていて、そこにこういうふうに健診を受けたいよとか、例えば健康に関する情報を流していて、いつの間にか住民の方がそれを見てしまって、そうなのかと思えるようなことも出来たらいいのかなという思いもございます。そういうことで、デジタル化に向かっては十分検討して取り組むときには行っていきたいと考えておりますので、またよろしくご支援をお願いしたいと思います。

○議長（中村義徳君） 清野議員。

○4番（清野 彰君） 今、町長おっしゃったことで、私も山が好きなもんですから、今町の山を歩いています。それで、この間駒返を歩いたんですけれども、実は妙楽寺の教育の森ということで大多喜側から歩いたんですけれども、実は睦沢町の柵が置いてありまして、入るなというような形でありました。それは何かといいますと、ところどころに杭がありまして腐ってきているわけですね。私は別にそれは余りどうってことないと、逆に言えばそれがあっても親しみやすいかなということで、あれがなければ歩いても構わないのかなというふうな感じは見受けました。ところが、実際土地を見ますと、そんなに荒れてないんですね。結構地元の方も整備されているようです。ただ、入り口と出口で若干どこが入り口かとわからないところがあります。そういった形を見ながら、私も趣味でやっているもんですから、いろいろ山を歩いて、子供たちにも何とか導ければいいのかなというふうに考えていますので、またいろいろ協力させてもらってやっていきたいと思います。

それから、デジタル無線については、今町長おっしゃったように、やっぱり欠点も利点もあります。ただ、いい方向にいくので、十分ですね、テレビ放送でも問題になりましたけれども、デジタル回線というのは非常に障害が出ちゃうと、またすったもんだして、遅れちゃいますので、その辺を十分検討していただいて、多少お金かかっても最後にはもう一発でうまくいったという形になるようお願いして終わりにしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中村義徳君） 他にはございませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで議案第23号に関する総括質疑を終わります。  
ここで10時55分まで休憩いたします。

(午前10時41分)

---

○議長（中村義徳君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

---

○議長（中村義徳君） 次に、議案第24号 平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） この中で財政調整基金の繰り入れを行いながら、現在税率を維持しておりますというようにありますが、財政調整基金の推移、これはどうなっていますか。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 国保の基金のお尋ねでございますが、ここ10年の状況を見ますと、平成15年では、これは9,500万ぐらいだったんですね。それが16年に大分減りまして3,000万、17年で800万まで減りました。これは合併を想定して基金を持っている必要があるのかというようなことから、無理にということでしたのかなというふうに感じます。18年からまた増え始めて4,900万台、19年で9,000万弱、20年からは1億3,000から1億1,000、1億2,000万、それ位で行ったり来たりをしているという状況でございます。

○議長（中村義徳君） 市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） つまり基金については、この10年間を見ると大幅に増大していると。それから、決算時から見ると現時点も増えていきますよね、そういう点では。つまり、これ一般の人が読むと、財政基金の繰り入れを行いながら現在の税率に、ああ、そうかと、どんどん繰り入れして、これは減ってきて大変だと、そのうち値上げしなきゃ駄目だというふうな方向に、これはもうそれしか読めないんですよ、これ。だって、財政は、基金は繰り入れをしながら、基金としてまた繰り越しをしながらと書くならわかりますよ。最近ところだけを見てもですよということです。こういう、私は意図的な認識に導くような説明でいいのかと、実態と違うじゃありませんか。

それともう一つの面では、お聞きをしたいのですが、県内の市町村で一般会計繰り入れを行っていないのはどのくらいありますか。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 基金につきましては、平成21年度が1億3,000万、22年度1億2,000万、23年度は1億1,000万で、24年度で若干上がって1億2,000万ということで、下がったり上がったりということで、決して厳しくなるんで税を上げるんだという、そういうつもりで意図したわけではありませんので、ご理解をいただきたいと思いますが、またここら辺の記述につきましては気をつけていきたいと思っております。

それから、もう一点の他の町村の関係については担当主幹のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（中村義徳君） 中村国保健康担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） 命によりお答えします。

郡内の状況ということですから……

〔「県内、県内」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） 県内の状況ですから、ちょっと数字、把握していませんので、予算特別委員会か何かに報告したいと思います。

○議長（中村義徳君） 市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 国保会計についての今の町の基本的考えについては、住民の、この間言っていますけれども、暮らしどうやって支えるのかと、いろいろな声も私紹介しましたけれども、負担ばかりどんどん増えてしまうと。それから、ちょっと町長言わなかったけれども、特別に使ったから800万になったというけれども、その前には3,000万位でしたよ。それが1億幾つになったと。その後増えたのは上げたからでしょう。後期高齢者の部分で、本来その部分に行くから支出の分が減るといことの見込み違いがあったということを担当の当時の課長も言明しているわけですよ。上げたんですよ。だから、こんなに増えた。

だけれども、そのことについて認識がないし、どうやってこの中で住民の暮らしを支えるかという発想がないから、一般会計繰り入れ云々ということなんか考えてもいないということでしょう、そうすると。私が調査したところで、ちょっと古いけれども、平成21年で54市町村中やっていないのは19市町村ですよ。今、だから、苦しい中でどうやって支えるかというのは、圧倒的と言えるかどうかわからないけれども、そういう自治体がそういうところを望んでいるんです。そういうところの検討すらしていないところに私は、この国保会計の最大の問題があるし、書き方が、財政調整基金の繰り入れを行いながらという、こういう、これは単なる記載上の問題ではなくて、どうやって住民の暮らしを支えるか、出来るんじゃないか、基金が、これだって現実にはぼーんと上がってしまったわけだから。せめて引

き上げる前位には戻したいという位の姿勢があってもいいんじゃないかと。

どーんと下げろということではないけれども、それでなくても一部分ぐらいは取り崩す位の考えや、一般会計からの繰り入れをして若干でも負担の軽減を出来ないか、出来るでしょう、これ、だって。実態があるんだから。そういう実態があるし、やっているところがあるわけだから、そういうような姿勢が私は見られないのではないかというふうに、それと退職保険者の減少ということも、これも見込んで、ちょっとこの数値の出し方も、補正だとこんなに減っていないんだけど、ついでに聞きたいんだけど、何でこれどーんというふうに減らしたのかなという気もするんだけど、減らし過ぎじゃないかなという気もするんですけども、それも含めて。

基本的な、私、もうちょっと前向きに考える必要があるんじゃないですかね。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 基金については、このところ1億2、3,000万円ですずっと推移してきているということで、これは前にも担当課長のほうでお話をしているかと思いますが、一般的には医療費かかる部分の2から3か月分位を基金として持っているのが適当だということで、変わっていないということは、会計のやりくり上で、当初崩して自治法施行令によって年度末繰越金の2分の1以上を積むということでやっておりますので、積んだ分をまた当初で崩してということで、結果的には基金総額はそんなに変わっていないわけですね。

議員のおっしゃるように、基金総額をどんどん減らしていくということは、いつかまた増やさなきゃ、ずっと減らしっ放しでマイナスに行けませんので、ということで、いつかその反動が来るということでありますので、それについては、一般的に言われている2から3か月分位の基金を持って非常時に備えるという考え方でございます。

それから、一般会計からの繰り入れをということでございますが、これは前から見ると国の方針によりますが、給料分を一般会計から入れるとか、そういうことは既にやっているわけでございます。それ以外に一般会計から入れろという話だと思いますけれども、それについては、各保険制度がそれぞれあるわけですので、そういった中で国保だけに、給与分を一般会計から入れているのに、それからまた追加して入れるのかということについては、私は今のところ考えていないということです。

○議長（中村義徳君） 中村国保健康担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） ただいま、退職のほうが大分落としてあるんじゃないかということですけども、人数的には今218人退職者おります。3月補正で落と

しましたけれども、大体月平均で450万位で推移しております。その関係で減額しまして計上させていただいたところです。

○議長（中村義徳君） 他にございますか。

今関副議長。

○13番（今関澄男君） 私、先程の一般会計の健康長寿で言えばよかったですけれども、いずれにしても国保、介護保険、後期、全般に係る問題で、国保の中で質問させていただきます。

被保険者の健康診査、健康指導による健康意識の向上と、こういうことでございますが、ご承知のとおり3月1日発表されております長寿日本一の長野県という、ご承知のとおりでございます。また、ゆうべは、クローズアップ現代で、沖縄というのが、長寿と言えはすぐ沖縄というようなことでしたけれども、沖縄が3位に、女性では転落して、やっぱり県として危機感を持って取り組んでいると、こういうことでございますが、特に長野県が男性、女性とも長寿日本一というようなことで、非常に、87歳、女性ですけれども、高い長寿というような形になっております。平均寿命ですね。

それらの内容ですね、やはり論評されておりますけれども、やはり高齢者の就労率が非常に高いということもありますけれども、野菜の摂取量が非常に多い、また食生活改善ボランティア等による地域保健活動が盛んなことなどが積み重なった成果であると、こういう論評をされております。私は、質問の趣旨はそこにあるわけでございますけれども、やはり日常における保健活動、いわゆる食生活を含めた地域での保健活動の活発化、そういう意識の高揚が病気にならない、また保険給付の減少につながっていくと、こういう基本的な考え方が必要だろうというふうに思うわけでございますけれども、栄養士さんを中心にした活動、日ごろの活動は私も十分認識しております。

しかしながら、地域の保健委員等の役員さんを通じた地域の人たちに対する、そういう地域での意識の高揚というのが非常に大事だというふうに私は認識いたしますので、一部の人に任せるんでなくて、そういう地域でのリーダーの育成、こういったものをやはり積極的に町としても取り組んで、その地域のリーダーが地域のそういう皆さん方の健康に対する意識を高めていくと、そういう機会を持っていくということが非常に重要だというふうに思います。そういった面で、ここに健康指導による健康意識、予防への関心の高まりもというようなことがございますので、今言ったそういう活動の取り組みの姿勢についてお伺いをしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それこそ報道にありましたように、沖縄から長野県がということで、私も見ておりましたけれども、実は長野県は大分前から農協さん関係の病院だと思うんですが、佐久病院というところにすばらしい先生がいて、予防ということで一生懸命やっていたんですね。それが、今議員おっしゃられるように地域に浸透して、結果として日本一の長寿という結果が来たんじゃないかなと、私もそのように認識をしております。

この間、ある会議で、老人に対する関係で今のようなお話が出たわけですね。前は、例えば大上、妙楽寺、佐貫と別々にやっていたのに、1箇所でやってしまうと。そうすると、老人がそこに行けない、大上までわざわざ行けないというお話もしておりました。それについて、今後各地区でまたもとのように戻してというようなお話もしておりましたけれども、今議員がおっしゃられたように、やはり管理栄養士が中心となりまして、地域のリーダーを育成して、各地域に入り込んでいってやるということが当然求められると思いますので、是非その方向でやっていきたいと思っておりますので、よろしくご支援をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村義徳君） 今関副議長。

○13番（今関澄男君） よろしくどうぞお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（中村義徳君） 他にはございませんか。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで議案第24号に関する総括質疑を終わります。

次に、議案第25号 平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

幸治孝明議員。

○6番（幸治孝明君） 新規の合併浄化槽の数についてお尋ねいたします。ここに30基ということになっているんですが、前の予算から見ると20基位が実績で、この間の補正ですと16基が実績でしたかね、前年度が。若者定住の新しいところも見込んでいるかなと思うんですが、少し数が、私の理解では多いように思うんですけれども、ご説明いただければ。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員ご指摘のとおり若者定住で10件を見込んでおりますので、実質20

件になります。実績よりも少し多いということですが、やはり昨日来いろいろ出ていますように環境を守るということで、少しやはり数値を、目標を高めにして、積極的に取り組みたいというあらわれでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中村義徳君） 他には。

市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） そこで、その特定地域生活排水事業、結果的に計画は作るけれども、毎回達成し切れないという感じがするんですけども、これ何か新たな、これはという決め手があってこういうふうに行っているのか。例えば1個1個の申請が来るのを待つんじゃなくて、農集排みみたいな形で一定の地域集まってやって、こういうふうにしたんだという説明会をやるとか、そういうような手を打たないと、個々ではなかなか行かないような気がするんですけども、そういった新しい策があるのかどうかお聞きします。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） おっしゃる方法をとらなければなかなか進まないのが実態だと思いますので、よく部内調整をしまして、そのような方向に持っていければと思います。ありがとうございました。

○議長（中村義徳君） 幸治正雄議員。

○7番（幸治正雄君） コミュニティ・プラントの扱いなんですけれども、この中に計画としてはないということに感じられるんですけども、これ扱いを今後どうしていくのか、この中に組み込む考えはあるのかどうか。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） コミュニティ・プラントにつきましては一般会計で扱っておりますので、今のところこちらに入れるという考えは持っていないというところでございます。

○議長（中村義徳君） 他にはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで議案第25号に関する総括質疑を終わります。  
次に、議案第26号 平成25年度睦沢町介護保険特別会計予算に関する総括質疑を行います。  
質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 介護認定審査会ですけども、この審査の中で、例えば法律上の苦情以外で、こうした自分のところは要支援じゃない、要介護じゃないかと、要介護の人が要

支援に変わってしまったという事実とか、そういう問題は生じていないんでしょうか。

○議長（中村義徳君） 木島健康福祉課長。

○健康福祉課長（木島幸一君） 命によりましてお答え申し上げます。

介護認定の関係でございますけれども、その区分いろいろありますけれども、その中で申請のあった方が実質判定されて、その結果に対しての苦情と申しますか、結果についてだと思っておりますけれども、今のところ私が聞いている範囲内ではないということでございます。あと、連合会のほうからもその辺、苦情の関係というのがありますが、そちらのほうも今のところ聞いてございません。

○議長（中村義徳君） 市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 先程、町のほうで、介護の様々な計画を作る部門で募集をされているようですけれども、こうした実際の仕事をされている方の、これはしょうがないことで交代をされるのかどうかわかりませんが、そういう体制上の問題はないんでしょうか。

○議長（中村義徳君） 木島健康福祉課長。

○健康福祉課長（木島幸一君） 施設でお働きになっている方のことでよろしいんでしょうか。

〔「町の」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長（木島幸一君） 町の、失礼しました。特に私が今聞いている範囲内ではないような感じがいたしております。ただ、いろいろとお年寄りのところ、特に高齢者世帯、あるいは生活保護世帯のような方ですとか、おひとりの方の世帯という方の支援がここへ来て大分増えてきてございます。そういったところで現場に向かえば大変な苦労はあるのかなということでは感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義徳君） 市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） ちょっと間違ったらごめんなさい。介護の中で、確か要介護とか要支援の方を一回り訪問するというのは介護でしたか、違ったか……

〔「一般会計」と呼ぶ者あり〕

○11番（市原時夫君） 一般会計、ごめんなさい、じゃ、いいや、失礼しました。

○議長（中村義徳君） 他にはございませんか。

今関副議長。

○13番（今関澄男君） 議案2号、3号との関連があるわけでございますけれども、今回一括法によって、施設に対する国から市町村に権限移譲みたいな、そういう内容でもってサー

ビス関係、介護予防サービス等の設備等の関係の条例が、またこれから論議されるわけでございますけれども、その上で、本町におきます既存福祉施設に対応する対象者、そしてそれをカバー出来る、充足出来る範囲、それにギャップがあると思いますが、そのまずギャップがどのくらいあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村義徳君） 木島健康福祉課長。

○健康福祉課長（木島幸一君） まず、今のご質問につきましては待機者のことかと思えますけれども、よろしいのでしょうか。昨日、正確な数字を申し上げなくて申し訳ありませんでした。72人というような状況でございます。待機者のほうでございますけれども。そうしまして、一応町のほうでは特養施設関係ですね、こちらのほうは計画の中では50人というふうな定数の中で増床を考えております。

それとあと、今回グループホーム関係でございますけれども、地域密着型ということで2号議案、3号議案でまたこの後ご審議いただくわけでございますけれども、そちらのグループホーム関係、今回1ユニット増床ということで9名でございます。ただ、認知症のほうは若干ゆとりございますので、これは何とかカバー出来るのかなという気がいたします。

それとあと、特養のほうでございますけれども、やはり72人というような状況でございますので、やはり施設が出来ても、地元の施設に、仮に出来た場合に、全部が全部充足出来るんじゃないと思います。ですから、そういった面では若干懸念ございますけれども、出来るだけ入れるような体制をとっていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（中村義徳君） 他にはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで議案第26号に関する総括質疑を終わります。

次に、議案第27号 平成25年度かずさ有機センター特別会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

今関副議長。

○13番（今関澄男君） この件につきましては、昨日の補正の中でも一応質問した経過がございますけれども、いずれにしましても、かずさ有機センターの堆肥の量というものが80ヘクタールほどに、ある面固定化されてしまっているというような感じがいたします。といいますのは、やはり補助金の兼ね合いだと思います。特例の中で頑張ってください、差っ

引き無償というような形でこの特定の方、いわゆる認定者については堆肥の頒布が出来るわけでございますけれども、これだと、いわゆる拡大意欲が、ここでその方々に限定されてしまいます。したがって、今後の拡大意識等を含めて、これは今年度の予算でございますから、これで計上せざるを得ないわけでございますけれども、今後に対する対応が十分、非常に重要視される問題でございますから、これをいかに拡大するかという、そういう方策等を踏まえながらやるべきだというふうに私は思いますが、その辺につきましてお願い申し上げます。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それこそ農業関係につきましては、県から職員の派遣を受けてということでもあります。当然、このかずさ有機センターにつきましては、睦沢町の農業の核となる施設ということでございますので、当然そういう位置付けの中で、一時期は300ヘクタールということで行ってまいりましたので、当然そういう余地はあるわけでございますので、そういう指導をしていただきながら、拡大に向けて強力に進めていきたいと思っておりますので、よろしくご支援をお願いします。

○議長（中村義徳君） 市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 一つは、この環境保全型農業直接支援対策というのはいつまで続くのかということが1点です。

それから、もう一つは、成牛230頭分とありますが、これは酪農家の方といろいろやって、それで当面は、これはこの維持なのか、減っていくのか、増えていくのか、この辺のところ、この年度内だつてわからないわけですから、その辺の見込みはよく酪農家の方等も含めて了解をしているのかというのが二つ目。

それから、三つ目は、ブランド化で先程出ておりますが、良質堆肥の活用によるブランド化というのは一体どこが差別化なのかなど。そこがちょっといまいち、いいんですよ、ほかから来た方なんか聞いて、道の駅にこういうむつぎわ米ってあったねということで、そういうときには宣伝はするんですけども、ここを押すというか、そういう視点がちょっとよくわからない。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 成牛230頭の関係でございますが、これは毎年基準日を定めて幾つ使用頭数があるかということで、毎年毎年変わってくるものでございます。ですから、こちら辺については酪農家とよく協議をしながら対応して参りたいと思っております。

それから、良質堆肥の活用によりブランド化ということでございますが、先程もありましたように、安全・安心な食物を供給するというので、化学肥料を少なくして、堆肥を使うことによって、堆肥も当然肥料成分ありますので、また一方で、この良質堆肥につきましては、もみ殻を使うということで地域循環しているわけですね。田んぼで出来たもみ殻をまた堆肥として田んぼに戻すと。何でもみ殻がいいかといいますと、ケイ素を含んでいると。このケイ素が茎を丈夫にする効果があって、そうしますと当然病気にかかりにくくなるということで、化学肥料を使わなくてお米が生産出来ると、ごめんなさい、農薬を減らすことが出来るということで、ここで言っている、そういう形で安全な食料を作るというようなことでブランド化を図っていくと。実際問題としてかなり食味値も上がって来ているんです。そういうことで、先程も85という指数を示しましたが、そういうことにつなげていくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、環境保全型農業直接支払い対策でございますが、これは国に対して強力にアピールしてきた成果だというふうに感じております。昨日も担当課長からお話がありましたように、千葉県で睦沢だけだということなんですが、これはとりあえず特認事業ということで、特別だと思いますが、一応5年間というふうに伺っております。ですから、また5年度に向けて日々活動を続けて要求をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（中村義徳君） 他には。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで議案第27号に関する総括質疑を終わります。

最後に、議案第28号 平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 一度これ、私も取り上げたこと確かあったと思うんですけども、各市町村の負担金、事務経費とか何かの問題で、具体的に今どういう負担割合になっているのか。どういうものがあるのかというところちょっと教えてくれませんか。前のときは、私言ったら、そのままにするという話でしたが、そのほかはどういう割合でなっているんですか。

○議長（中村義徳君） 木島健康福祉課長。

○健康福祉課長（木島幸一君） 議員さんのご質問につきましては、共通経費のことでよろしいのでしょうか、はい。こちらのほうの算出につきましては、均等割と人口割と高齢者割というものがございます。人口割か高齢者割でございますけれども、こちらのほうが10%、均等割ですね。それと人口割のほう、これは総人口に対しての人口割ということです。こちらのほうが40%、そして高齢者人口での75歳以上の方を対象にしての割合ですけれども、残り50%というような算定の方法でございます。

○議長（中村義徳君） 市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） やっぱり小さな自治体の負担割合が多いということは、それはそのままなんですか。そこは問題やっぱりあるんじゃないかなと思うんですが、そういう問題を今後取り上げていく考えはないのかなと。

○議長（中村義徳君） 木島健康福祉課長。

○健康福祉課長（木島幸一君） お答え申し上げます。

確か今年の6月議会だったでしょうか、郡内の町村でそういう対応について要望書を出したところがございますけれども、今回その辺での結論的なものにつきましては、そのままというような状況でございます。ただ、近隣の県でもこういった共通経費の見直しということが少しずつされてきてございます。その中で、こういう問題があるということで共通認識は持っているというようなことで先方から、広域連合のほうからは情報をいただいております。

○議長（中村義徳君） 他には。ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで議案第28号に関する総括質疑を終わります。

以上で議案第23号から議案第28号までの6議案に関する総括質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案第23号から議案第28号までの6議案は、議会運営委員会で決定のとおり、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号から議案第28号までの6議案は、議員全員で構成する予算審査特

別委員会を設置し、審査を付託することに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

なお、この休憩中に第1回予算審査特別委員会をこの場において開催しますので、ご協力をお願いいたします。

(午前11時26分)

---

(休憩中予算審査特別委員会開催)

---

○議長（中村義徳君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時47分)

---

○議長（中村義徳君） 休憩中の第1回予算審査特別委員会において、委員会の構成が決定しましたので、再度ご報告いたします。

委員長に総務常任委員会委員長の市原重光議員、副委員長に、総務常任委員会副委員長の市原時夫議員、同じく産業建設常任委員会委員長の幸治正雄議員、同じく教育民生常任委員会委員長の岡澤宏一議員に決定いたしました。

審査方針等は、お手元に配付の平成25年予算審査特別委員会審査方針のとおりであります。

また、予算審査特別委員会の開催に当たり、議事運営等につきましては、特段のご協力をいただきますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方に、私からもお願いを申し上げます。

会議を続けます。

---

◎議案第1号～議案第29号の一括上程、説明

○議長（中村義徳君） 日程第7、議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてから日程第24、議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの18議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

御園生書記。

(御園生書記朗読)

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

それでは、本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、国の法律が施行されており、条例の制定をすべきところでしたが、新規条例の制定が遅れましたこと、誠に申し訳なく、おわびを申し上げます。

公的法人等の一般職の地方公務員の派遣等に関する法律は、平成12年4月26日に公布、平成14年4月1日に施行されております。この法律は従来任命権者が職務専念義務免除等の運用によって行っていた公益法人等への派遣について、統一的なルールを設定し、職員の派遣の適正化、手続の透明化、派遣職員の身分取り扱いの明確化を図るとともに、地域における人材の有効利用を通じた行政と民間の適切な連携協力により、地方公共団体の諸施策を推進することを目的として制定されたもので、条例に規定するよう定められているため、今回条例の整備を図ろうとするものです。

なお、第2条第1項に規定する規則で定める団体は、社会福祉法人陸沢町社会福祉協議会として、町から職員派遣の規定を明確にするものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第2号 陸沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、及び議案第3号 陸沢町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成23年に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる一括法でございますが、により、介護保険法の一部が改正されました。この介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令で定められていた、指定地域密着型サービス、及び指定地域密着型介護予防サービスの設備運営基準等を市町村の条例により定めることとなりましたので、厚生労働省令で定める基準に準じて条例を制定するものです。

これにつきましても、担当課長よりご説明をいたさせますので、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第4号 睦沢町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成24年5月11日に新型インフルエンザ等対策措置法が公布され、新型インフルエンザ及び全国性的かつ急速な蔓延のおそれのある新感染症に対して、国の緊急事態宣言が発令されたとき、町は直ちに対策本部を設置することが義務づけられたこと、及び対策本部の組織運営に関する必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

詳細につきましては、担当主幹よりご説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第5号 睦沢町農業活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町における農業者の年齢は、高齢化が加速しており、10年後には深刻な後継者不足や耕作放棄地の増加が懸念されます。今後、活気ある農業を継続させ、豊かで美しい自然環境を次世代に残す対策が求められております。将来の本町の農業経営の確立を目指し、耕作放棄地の解消や後継者の育成、地域営農組織の施設整備を推進するため、睦沢町農業活性化推進基金を設置するものです。

詳細につきましては、担当課長よりご説明をいたさせます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第6号 睦沢町道路の構造の技術的基準を定める条例及び議案第7号 睦沢町道路に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる一括法ですが、この施行により道路法の一部が改正されました。この改正により、政令で定める一部の事項を除いた町道の構造の技術的基準と案内標識及び警戒標識並びにこれらに付置される補助標識の寸法について条例で定めることとなりましたので、新たに条例を制定するものです。

なお、詳細につきましては、担当課長よりご説明をいたさせます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第8号 睦沢町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、提案理由のご説明

を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法が一部が改正されことに伴い、地方公共団体が地域の実情に応じて定めることとなり、国の基準、公営住宅等整備基準を参酌し、本条例で定めるものです。すみません、先程抜けましたが、いわゆる一括法のことです。

なお、詳細につきましては、担当課長よりご説明をいたさせます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議案第9号 睦沢町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

国では、平成24年6月27日に国有林野の有する公益的機能維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律が公布され、平成25年4月1日から施行されます。この法律は、特別会計として事業的に運営してきた国有林野事業を一般会計で行うなどの改正をするものです。今回の改正で、国有林野事業が国営企業でなくなることから、条例中の引用部分の改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第10号 睦沢町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、防災会議を町長の諮問機関として位置付け、重要事項を審議し、提言することなどを所掌事務に加えました。また、委員については自主防災組織を構成する者や学識経験者の参加を求めるため、睦沢町防災会議条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に係る条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、本町における小・中学校及びこども園に係る諸問題の調査検討を行うことを目的に、教育委員会が睦沢町学校等問題調査検討委員会を設置し、その委員の中に保護者代表、一般公募の住民代表、学識経験者の参加を考えております。つきましては、その方々の費用弁償、1人1日1,700円を支出するため、本条例第4条に睦沢町学校等問題調査検討委員会委員を加えるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第12号 睦沢町使用料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本年4月1日から教育担当組織を集約し、効率的な事務の執行及び公民館の利便性向上を図ることを目的とし、教育委員会事務局が睦沢町立中央公民館に移転することに伴い、現在の児童室が事務室となり、使用出来なくなることから、睦沢町使用料条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第13号 睦沢町立睦沢こども園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本文中、「一時保育」を「一時預かり」に改めるのは、平成21年度に児童福祉法や保育指針において一時預かりとなった時点で改正すべきでしたが、そのままになっておりましたので、今回の条例の一部改正に合わせて字句の改正を行うものでございます。大変申し訳ありませんでした。また、長時間利用者の保育料においては前年分の所得税、個人住民税の税額において、各階層別に保育料を決定しております。平成22年度の税制改正において、平成23年分の所得税から年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除及び年齢16歳以上18歳以下の特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されたことにより、本町のこども園保育料の各階層区分中、第4階層から第7階層に影響を及ぼし、その負担増が生じることとなります。国では、子育て世帯への配慮策として扶養控除見直し前の旧税額を計算する等により、可能な限りその影響を生じさせない措置が講ぜられましたので、本町におきましても当該措置を参考にして年少扶養控除の廃止がないものとして所得税額で計算をし、その結果を得た額に応じて、階層を決定するための一部改正でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第14号 睦沢町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

地域における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律、平成24年法律第51号が昨年6月20日に可決成立し、同月27日に公布されました。これまでの障害者自立支援法、平成17年法律第123号で定められていた法律の目的が変更され、改正障害者基本法を踏まえた基本理念が明記され、また法律の名称が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第15号 睦沢町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる一括法によりまして、土地改良法の一部が改正されました。この改正に伴い、根拠規定となります引用箇所について改める改正が必要となり、睦沢町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第16号 睦沢町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

道路の占用の許可に係る工作物、物件、または施設を追加する等の必要があることにより、道路法施行令の一部が改正されました。この改正に伴い、根拠規定となります引用箇所について改める改正が必要となり、睦沢町道路占用条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第17号 睦沢町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる一括法でございますが、これにより公営住宅法の一部が改正されました。この改正に伴い、これまで国が定めていた公営住宅の入居収入基準が条例委任されたことにより、睦沢町営住宅設置及び管理条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定についての提案理由のご説明を申し上げます。

福祉交流センターにつきましては、平成20年4月1日から平成25年3月31日まで社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会を指定管理者として施設の管理を委託し、地域福祉の推進を図って参りました。平成25年1月24日付で引き続き社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会会長から、睦沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第3条の規定により、指定管理者の指定について申請がありました。睦沢町社会福祉協議会は、本町における社会福祉を目的とする事業の健全な発展と地域福祉の推進を図ることを目的としております。数多くの事業を実施しており、今後ますます地域福祉活動の拡大につながることを期待されますので、

睦沢町社会福祉協議会を公の施設の指定管理者として引き続き指定いたしたく、ご提案を申し上げます。指定期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 命によりまして、議案第1号の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の内容をご説明申し上げます。

第1条は制定の趣旨を、第2条においては、まず第1項で町の業務等と密接な関係を有する団体で、人的援助等が必要な場合、規則で定める団体に職員を派遣することが出来る旨を規定したものでございます。規則で定める団体とは参考資料に規則をつけてございますが、その第2条で社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会を規定したものでございます。

続きまして、第2項は、同項で定める職員を前項の規定から除く職員として規定。

3項は、派遣に当たりあらかじめ合意しておくべき事項を規定するものでございます。

第3条では、法第5条第1項中の職務へ復帰させる場合を規定したものでございます。

第4条は、派遣職員については原則派遣元では給与等を支給しないこととなっておりますけれども、法第6条第2項に規定する業務に従事する者は支給出来るとされていることから、派遣期間中でも町から給与を支給出来る旨を規定したものでございます。

第5条では、派遣先での負傷等も公務と見なす旨を規定させていただきました。

第6条は、派遣職員の復帰時における処遇として、部内職員との均衡上必要と認められる範囲内において調整を行うことが出来る旨を規定したものでございます。

続きまして、第7条は、町長以外の任命権者が職員を派遣する場合においては、派遣先における処遇または復帰後の処遇を町長に報告しなければならないことを規定したものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例の施行日は平成25年4月1日からとするものです。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中村義徳君） 木島健康福祉課長。

○健康福祉課長（木島幸一君） 命によりまして、議案第2号と議案第3号につきまして内容のご説明を申し上げます。

まず、審議資料3ページをご覧いただきたいと思います。

資料の1の制定の趣旨につきましては、先程の町長の提案説明のとおりでございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

なお、今回の介護保険法の改正によりまして、指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスの設備運営基準等について、市町村の条例で定めることになりました。具体的には、町内でグループホーム等の事業を始める際の施設の基準等を定めるものでございます。今回制定する条例が二つありますので、議案第2号でございますけれども、要介護の方を対象とした介護サービスの条例、そして議案第3号につきましては、要支援の方を対象にいたしました介護予防サービスの条例とさせていただきますのでご説明したいと思います。

2の基準の概要でございますけれども、こちらのほうにつきましては、今回の改正で国の基準から市町村の条例に委任された事項を記載したものでございます。それぞれ条例委任する規定の根拠となります介護保険法の条文を記載してございます。1番から5番までございますが、こちらのほうをご参照いただきたいと思います。

続きまして、具体的に今回制定いたします条例の内容につきましてご説明申し上げます。

審議資料4ページをご覧くださいと思います。

1の介護サービス及び介護予防サービスの基準を定めることを趣旨といたしまして、今回の二つの条例のそれぞれの条例の第1条で規定するものでございます。

2の指定地域密着型老人福祉施設の入所定員でございますが、国の基準の上限であります29人以下と、介護サービス条例の2条で規定するものでございます。

3の申請者の資格に関する基準でございますが、国の基準と同様に法人として介護サービスの条例、またこの条例で3条、介護予防サービスの条例では2条でございますが、規定するものでございます。

4の事業者及び施設の指定基準でございますが、国の基準と異なる内容を定めるほどの特段の事情がないことや、地域の特性が現在のところないことから、原則として国の従うべき基準、標準に基づき条例を制定するものでございます。一部の参酌すべき基準の項目につきましては、調整した内容を介護サービス条例では4条、介護予防サービスの条例では3条に規定いたしました。

5の参酌すべき基準でございますが、利用者に対しますサービス提供の質の向上と給付の過払いについての対応ということで、適切に図るために介護サービス提供に関します記録、介護給付の請求に関します記録の保存について、国の基準では2年とありますが、こちらのほう、過払いなどの返還請求等あった場合、時効の消滅、こちらのほうが地方自治法のほう

で236条1項で5年間と規定されておりますので、完結の日から5年間という内容に今回規定するものでございます。保存期間を介護サービスの条例のほうで4条、そして介護予防サービスの条例で3条でそれぞれ規定いたすものでございます。

介護サービスの条例第5条から7条までは施設の入浴及び排せつの取り扱いについて、県が条例で制定しております介護老人福祉施設の入浴及び排せつの取り扱いと同様に規定するものでございます。

同6条第1項でございますけれども、地域密着型介護老人福祉施設の入居の定員について、4人以下とすることが出来る旨の規定でございます。

次のページになりますが、審議資料5ページでございます。

6の町の独自の基準でございますが、こちらのほうにつきましては、介護サービスの条例第8条と介護予防サービスの条例の第4条に、町外にある事業所からの指定申請があった場合の取り扱いでございますけれども、指定基準を、事業所がある市町村の基準を用いることといたしまして、本町の基準に基づいて審査いたしますと指定出来なくなることをなくすために特例として規定するものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、いずれも本年4月1日となります。

以上、概要ご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（中村義徳君） 中村国保健康担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） 命によりまして、議案第4号 睦沢町新型コロナウイルス感染症等対策本部条例の制定につきましてご説明させていただきます。

条例の内容ですけれども、第1条は目的でございますが、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づきまして、対策本部に関して必要な事項を定めることを目的とするものです。

第2条は、組織に関する規定でございますして、法第35条の規定により、組織の構成を定めるものです。対策本部に本部長として町長が当たります。本部委員は副町長、教育長、消防団長、町職員の構成となります。

第3条は、会議に関する規定でございますして、対策本部における情報交換や連絡調整を円滑に行うため、必要に応じて対策本部の会議の招集について定めるものです。

また、第2項では、会議の国の職員、町職員以外の者を出席させたときは意見を求めることが出来る旨を定めるものです。

第4条は、部に関する規定でございますして、必要に応じて対策本部に部を置き、第2項では本部委員の配属は本部長が指名し、第3項では本部長の指名により部長を置き、第4項で

は部長の所掌事務を規定するものです。

第5条雑則は、第1条から第4条に定めるもののほか、対策本部に関して必要な事項は本部長が定める旨の規定でございます。

次に、附則であります。施行期日については公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日となっておりますが、まだ政令で施行日が示されていませんので、いずれか遅い日から施行することで規定しました。

以上が新型インフルエンザ等対策本部条例の内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中村義徳君） 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木庄一君） それでは、農業活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例について説明させていただきます。

まず、趣旨については町長から説明があったとおりでございます。他の基金条例とほぼ同じ形でございますが、第1条において設置の目的、2条においては営農組織等の規定、第3条で基金の積み立て、第4条から8条までは基金の管理、運営、処分の規定と町長への委任でございます。今後、基金を助成しながら支援のあり方等については国の実施します人・農地プラン等の施策を受けながら、農家の方々と話し合っ進めて参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、議案第6号と7号でございますが、道路に関係するものでございますけれども、先程町長の説明にあったとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これが施行された関係によりまして、道路法が平成23年5月2日に改正されております。これに基づきまして、町で、地方自治体は国の政令に定めた基準を斟酌して条例で定めることになりましたので、今回その第1条、条目的には1条でございますが、そういう趣旨を含めての制定でございます。しかしながら、利用者にとりましては、町が独自に出来るということになりまして、今までの安全性とか、また標識の申請とか判読性などを考えますと、今までどおりのものでやっていくというのが本来だと思っております。

そして、附則におきまして、町の状況を踏まえて随時検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることが出来るようになっておりますが、当面はその該当はないものと考えております。

続いて、議案第8号の町営住宅等の整備の基準を定める条例でございますが、こちらにつ

きましても、先程の地域の自主性及び自立性を高めるための改革云々等の法律の施行によりまして、公営住宅法が平成23年5月2日に改正されております。これによりまして、国土交通省令の定める基準をしん酌して地方公共団体が地域の実情に応じた設定を可能とし、条例で定めることになりました。1条、2条は条例の趣旨及び用語の規定、3条、4条で地域社会と環境等への配慮、第5条から8条は経費の縮減、敷地の場所、安全性の規定、住居環境への配慮、第9条から16条までは住宅及び住戸の基準、共用部分、附帯施設、集会所等の考慮と、第17条の通路への高齢者等への配慮の規定となっております。

なお、現状においての基準が変わるものではございませんが、今後町の実情に応じた設定が可能となりましたので、必要があれば実情して参りたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

これで担当課長の説明全て終わりました。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました日程第7、議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてから日程第24、議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの18議案に関する審議は、本日はこれにとどめ、質疑等は後日の日程にしたいと思います。

これにご異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第1号から日程第24、議案第29号までの18議案に関する質疑等は後日の日程とすることに決定をいたしました。

---

### ◎休会の件

○議長（中村義徳君） 日程第25、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日7日から11日までの5日間は、議案調査、予算審査特別委員会の開催のため、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村義徳君) 異議なしと認めます。

したがって、明日7日から11日までの5日間は休会とすることに決定をいたしました。

ここでお諮りいたします。

3月12日は、中学校の卒業式が行われるため、議会運営委員会で決定のとおり、開議時刻を午後1時30分にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村義徳君) 異議なしと認めます。

したがって、3月12日は午後1時30分に開会といたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(中村義徳君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 零時28分)